

公的支援制度一覧

2009

中国地域における
**建設産業支援
プログラム**

建設業の経営基盤強化・再生に向けて

中国地方建設産業再生協議会



はじめに

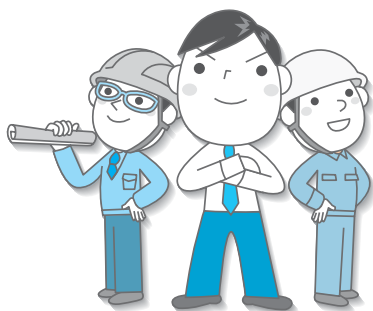
建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本整備の直接の担い手であるとともに、国民総生産・全産業就業者数の1割を占める基幹産業です。近年、建設投資が急速に減小するなかで深刻な過剰供給構造となっており、受注の減少、収益性の低下により非常に厳しい経営環境が続いています。

こうした厳しい状況を踏まえ、企業連携や自らの技術・ノウハウを活かした新分野進出など、経営革新の取組みを通じた経営基盤の強化が求められています。

そのような取組みを支援するために、平成16年度に中国地方建設産業再生協議会が発足し、中小・中堅建設業に対する各種支援策に係る情報交換等を行うほか、建設業経営支援アドバイザーの派遣事業も取り組んできました。

このリーフレットは、中国地方建設産業再生協議会の活動の一環として作成したもので、公的支援制度、新分野進出・企業連携等の経営のヒントなどをとまとめたものです。

このリーフレットが、意欲ある中小・中堅建設業者にとって経営基盤の強化、新分野進出、企業連携等を図るうえでの参考となれば幸いです。



平成21年10月

中国地方建設産業再生協議会

Contents

第1章 建設業の経営革新

いま貴社に必要な経営情報は！	1
1．建設投資の縮小と「経営革新」	2
2．新たな収益源を開拓するには	4
3．建設業からの参入が進む新分野	5
4．不足する経営資源は「連携」で補う	8
5．現状の問題点を洗い出す「経営改善」	9
6．経営力強化に向けたチェックポイント	10
7．ワンストップサービスセンター事業とは？	11
8．本格化する公的支援制度	12
9．企業の取り組み事例	13

第2章 公的支援制度一覧

1．経営情報・アドバイス	24
2．融資・税制等	28
3．新技術・研究開発	32
4．雇用・人材育成	35
5．経営基盤の強化	40
6．新事業・新分野進出	43

連絡先・問い合わせ先

ワンストップサービスセンター「建設業総合相談受付窓口」	50
各分野の関連機関	51
中国地方建設産業再生協議会	54

日本の経済構造は今、大きく変化しています。それとともに、建設業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。これからの建設業は、従来型の事業展開だけを前提としていたのでは生き残りは困難です。中小・中堅建設業も再編・再生の時代を迎えています。そのためには、市場の変化や地域に芽生えている新しいニーズに対応した経営が必要になってきます。これまで培ってきた技術、ノウハウと地域に密着した体制を生かして、新分野に進出することを考慮する必要もあるでしょう。同時に、コスト管理の徹底等による経営の効率化、企業連携、経営革新の取り組みを通じた経営基盤の強化も求められています。

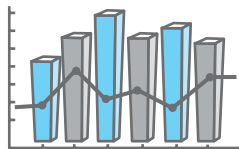
第1章

建設業の 経営革新

いま貴社に必要な 経営情報は!

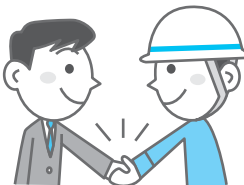
新規成長分野への進出や経営基盤の強化など、経営革新のテーマは様々な方向に広がっています。まずは貴社にとって、最も関係が深いと思われるテーマからご覧下さい。

経営を取り巻く建設市場や社会はどのように変わりつつあるのだろうか？



P2

他の事業者や機関と連携して事業を行いたい、どのような点に注意すべきか？



P8

うちの会社には、どのような経営戦略がふさわしいか
専門家に相談してみたい。



P11

新市場や新分野に乗り出したいが、
どんな分野があるだろうか？



P4

「経営改善」を行う際の
留意点は何だろうか？



P9

「公的支援制度」を具体的に
調べたい



P23



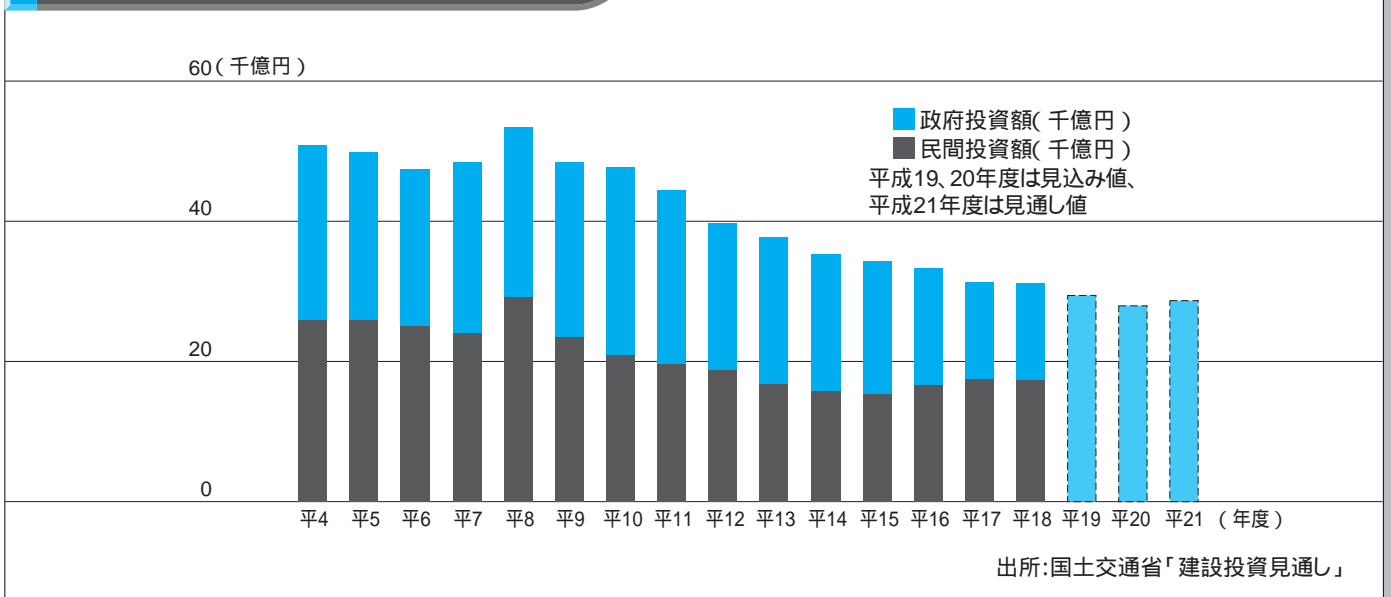
建設投資の縮小と経営革新

《建設投資の推移と供給過剰状態》

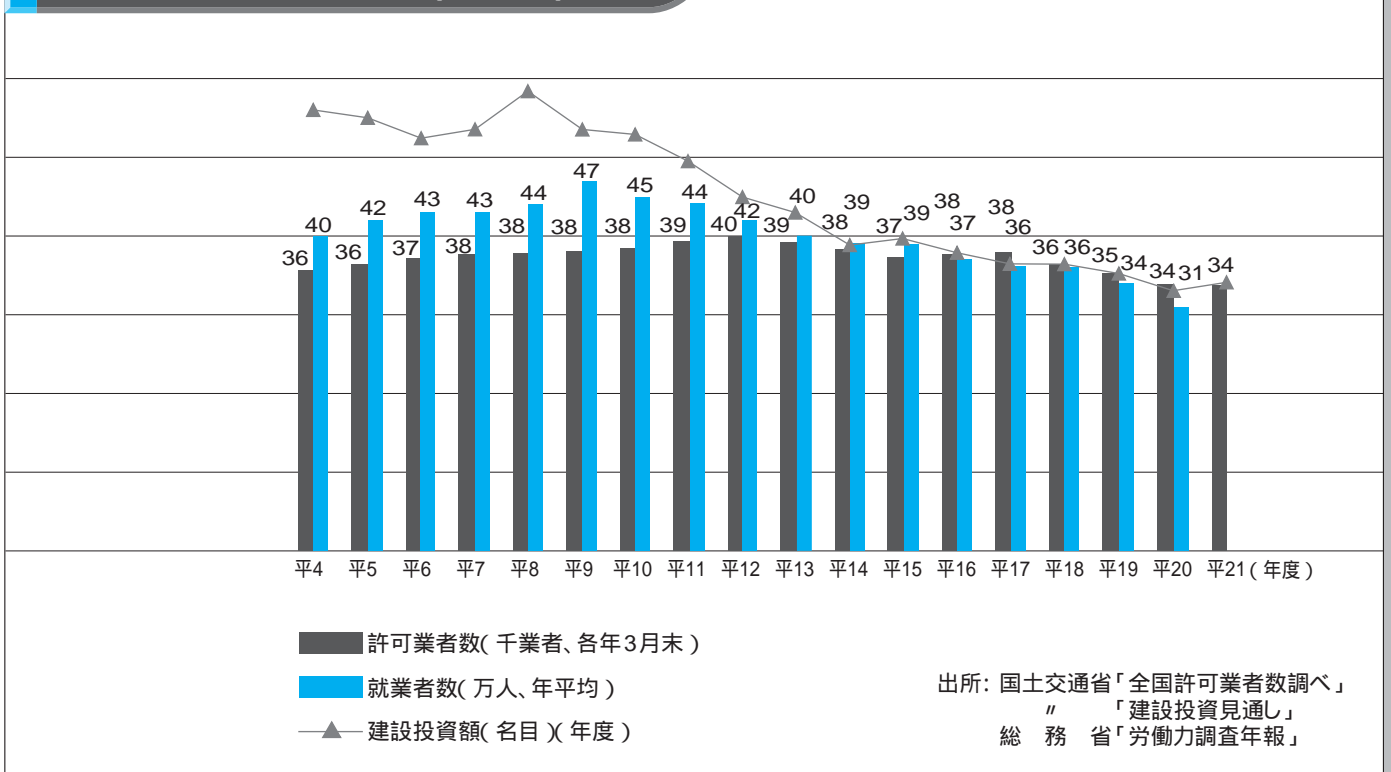
建設産業は、建設投資の低迷や建設業者数と建設投資のバランス崩壊(供給過剰)により収益性が大幅に低下し、市場を通じた再編・淘汰が避けられない状況にあります。

中国地域でも、建設投資の総額は年々減少傾向にあります。平成21年度の見通しではピーク時の約54%に落ち込んでいます。縮小する建設市場と比べると、建設業者数や就業者数はいまだ高水準にあり、供給過剰状態にあると考えられます。

建設投資額の推移(中国地域)



建設許可業者数 / 就業者数の推移(中国地域)



《社会環境の変化》

建設業を取り巻く経営環境としては、まず公共工事の急激な減少が挙げられます。しかしながら、経営環境の変化は脅威ばかりではありません。ビジネスチャンスにつながるものもあります。

経営環境の変化は様々ですが、一例を挙げると下記のとおりです。



例えばこんなものがあります

少子高齢化

少子高齢化の進展により、労働力が減少する一方で高齢者を対象とした市場が拡大しています。特に平成19年には670万人を超える団塊の世代が退職を迎えたとわれています。

IT化の進展

電子申請、電子入札、帳票のデジタルデータ交換など、情報技術の進化とともに環境変化が進んでいます。

入札改革

一般競争入札の拡大や総合評価方式(価格だけでなく技術力など総合的に評価するしくみ)の拡充、入札ポンド制度の導入・拡大などへの対応が求められています。

環境問題

二酸化炭素の排出削減や省エネルギー、自然エネルギーの活用、リサイクルの重視など、環境に配慮した行動が重視されてきています。

農業改革

農村では、農業の担い手が減少傾向にある一方、ここ数年法制度が改正され、一般企業でも農業参入しやすくなりつつあります。

各種法律や制度

指定管理者制度を活用した公共施設の維持管理、中小企業地域資源活用促進法を活用した地域資源のブランド化、中小企業新事業活動促進法を活用した商品開発・販促などが挙げられます。

安心・安全

「食」「住」など生活の基本的分野での信頼が失われつつあり、安心・安全に対する信頼が求められています。

《建設業改革の方向性》

建設投資が縮小・抑制傾向にある状況下、既存事業の問題点の改善などといった従来型の経営努力だけでなく、「革新的」に経営を実践している地域の建設業者も多く現れてきています。

建設業における経営革新の必要性

建設投資額の減少傾向の継続



従来型の経営努力だけでは限界がある



経営革新が必要!

新技術・新市場の獲得
新しい収益源・収益機
会の開拓 など

2

新たな収益源を開拓するには

建設市場が縮小しているなか、新分野事業への参入を図ることも、新たな収入源を確保するうえで重要な選択肢です。

新分野の検討に当たっては、自社にとってのプラス要因とマイナス要因をもういちど客観的に整理してから、検討を進めることが重要です。

新分野進出は「建設関連分野」と「非関連分野」に分けることができます。

経営環境の分析ツールの一つにSWOT分析があります。自社経営の強み・弱み、市場における事業機会・脅威について整理・把握するものですが、具体的な新分野の検討においても用いることができます。

SWOT分析(自社分析)の例

プラス要因

マイナス要因

「内部」の経営資源

ヒト、モノ、カネ、情報、ノウハウ等



「外部」の経営環境

業界・競合企業の動向、顧客ニーズの変化等

Strength

S 強み

ナンバーワン、オンリーワン

例)
社長の幅広い人脈
既存顧客管理が徹底しリピーターが多い
営業のネットワークが良い
特殊技術を保有している
自社施工能力が高い
優秀な協力会社を抱えている

Weakness

W 弱み

改善が必要な点、劣る点

例)
経営幹部が数字に甘く危機意識が薄い
経営目標が具体的でなく周知も不足
民間工事の営業をした事がない
購買情報が足りず交渉力がない

Opportunity

O 機会

ビジネスチャンス

例)
インターネット等ITの進歩
民間景気の一部回復
リフォーム市場の拡大
顧客ニーズの高度化・多様化
環境意識の高まり

Threat

T 脅威

存在を脅かしそうな外部の動き

例)
少子高齢化、人口減社会
公共事業予算の削減
過剰供給構造による競争の激化
独禁法改正、入札・契約制度改革等の制度環境の急速な変化

建設業における新分野事業の分類

1 建設関連分野

文字通り、建設業に関連しているので建設業で培われた経営資源(ヒト、モノ、カネ、情報)を活用しやすい分野といえます。参入しやすいため他社との競合が予想されますが、比較的风险が低く、建設業との相乗効果が期待できます。

例)
内装工業者が顧客ニーズを反映したインテリア商品を開発。
水道工業者が顧客ニーズを反映した浄水器を開発。
工事施工のほか維持管理業務にも進出、既存顧客やその関連顧客にも販売を拡大。
得意の電気関係技術を応用し、産学連携で自然エネルギーを活用した発電技術を開発。

2 非関連分野

建設業とは関連があまりないため、自社の経営資源を活用しつつも、外部と連携しながらノウハウ等を補充しながら取り組む必要があります。比較的风险は高いものの、成功すれば新たな収入源として期待できます。「環境」「福祉・介護」「農業」など様々な分野への進出が行われています。

例)
ダチョウの養育及びダチョウを原料とした加工品の開発・販売
デイサービスやショートステイなど介護サービスの運営
農産物の栽培・生産及びそれを原料とした健康食品の開発・販売

3

建設業からの参入が進む新分野

従来型の建設市場の低迷を受けて、新しい分野への事業進出を考える企業が増えています。建設業からの進出例がある市場としては、ニーズが高まっているリフォーム分野や環境・リサイクル分野がありますが、一方日頃の業務や地域の課題のなかに新事業のヒントが潜んでいるケースもあります。

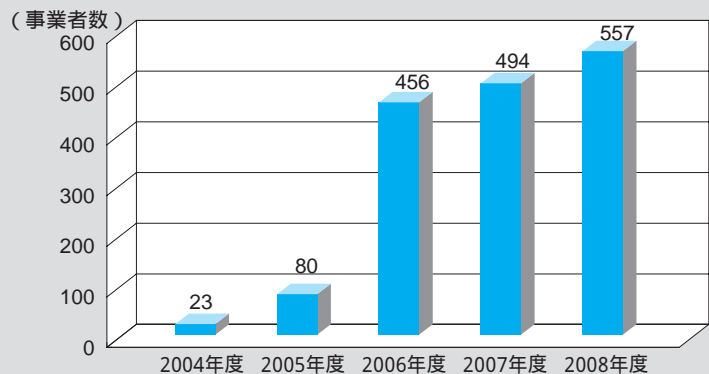
地域で生まれる新市場

パブリック ビジネス分野

パブリックビジネスとは、公共サービスのうち民間による関与可能な分野に関わるビジネスをいいます。具体的には、民間資金を活用する仕組みであるPFIや2003年の地方自治法の改正に伴う指定管理者制度等が該当します。指定管理者制度とは、公の施設の管理運営について、自治体の指定を受ければ民間企業でも受託できる制度です。

保守・修繕業務など建設業の技術・ノウハウを直接活かせる業務もある反面、接客・サービス業務などソフト面の充実を図る必要があるため、異業種企業との連携が重要です。

指定管理者制度の導入状況



2008年度は2008年4月現在の数値

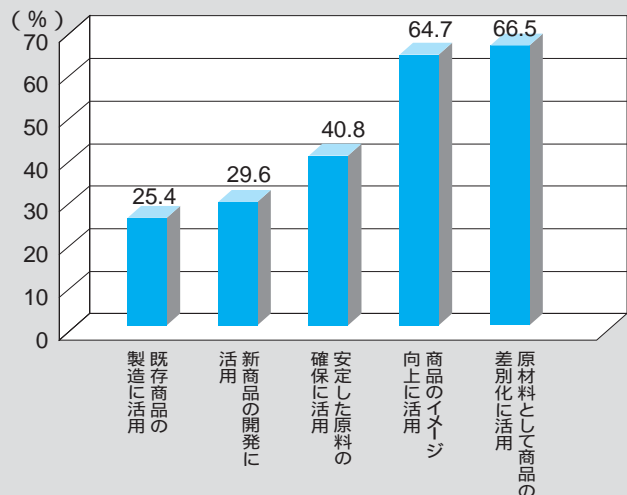
出所：平成20年総務省「地方公営企業の経営の総点検の実施状況」

地域資源活用 ビジネス分野

農林水産物や工業製品及びそれらに関する技術、文化財、自然の風景地、温泉地等の地域資源とその強みを活用するビジネスを地域資源活用ビジネスといいます。平成19年6月に中小企業地域資源活用促進法が施行され、中小企業者が作成した事業計画が認定されると様々な支援を受けられるしくみになっています。

地域資源を活用するには、まず農林水産物などの地元の地域資源を認識する必要があります。そして、それらを活用するためには、地域の景観や歴史的建造物などの施設、さらには街並みなどと組み合わせると効果的だと考えられます。

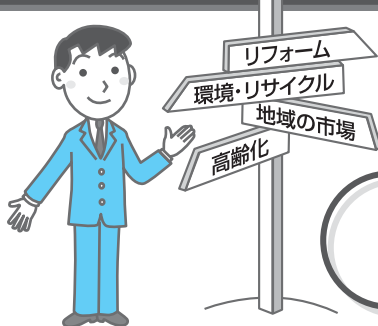
地域資源の活用方法(農林水産型)



出所：中小企業庁「中小企業白書2007年版」

注)調査対象者は農林水産型商品を扱っている企業

建設業関連・周辺分野

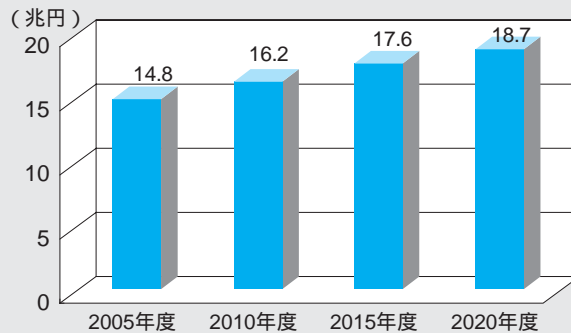


リフォーム
分野

今後、成長が期待されている事業分野です。建設業者が比較的進出しやすい「建築物全体の維持修繕工事」の場合、2005年度の約15兆円から2020年度には18.5～18.7兆円に増加すると予測されています。

ただし、この分野は参入が比較的容易な反面、競争は厳しく、他社との差別化を図っていくことが重要です。

維持・補修市場



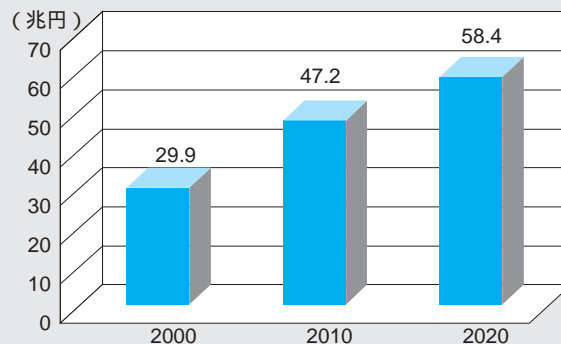
出所:平成14年(財)建設経済研究所
「日本経済と公共投資」

環境・
リサイクル分野

この分野は、廃棄物処理、リサイクル、土壌汚染対策、エネルギー、健康住宅、屋上緑化、環境保全等、多岐にわたっていますが、いわゆる規制ビジネスが多く、建設リサイクル法や土壌汚染対策法等の施行に伴って市場が拡大してきていることが特色です。

環境省では環境ビジネスが2000年から2020年の20年間において市場規模で1.9倍、雇用規模で1.6倍に拡大すると予測しています。

環境ビジネスの市場

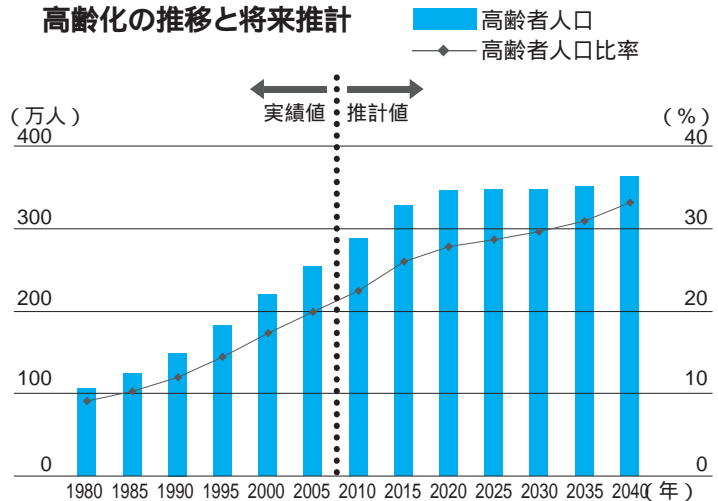


出所:平成14年環境省「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測についての推計」

高齢化社会に対応した分野

高齢化を背景に、関連市場は右肩上がりを示しています。平成12年の介護保険制度導入により、民間企業の介護サービス事業への進出が可能となり、平成18年度の改正で需要はさらに拡大しています。介護・福祉スタッフは外部から調達する傾向にあるものの、介護・福祉事業で得たノウハウをバリアフリー施工につなげるなど相乗効果も期待できます。

高齢化の推移と将来推計



出所: 内閣府「平成21年版高齢社会白書」

農業分野

「食の安全性」や「健康志向」の意識の高まりを受け、やり方次第では高収益を上げることも期待できます。農業参入により、従業員の効率的な活用が図られるとともに、地域における雇用の確保と担い手のいない農地の

有効利用が期待されます。

すでに建設業においても、土壌改良による有機農業、機械を用いた農作業受託、観光業を兼ねた牧場等、農業への特色ある挑戦が行われています。

農作業受託事業

依頼された農作業を請け負う形態の事業です。

農業生産事業

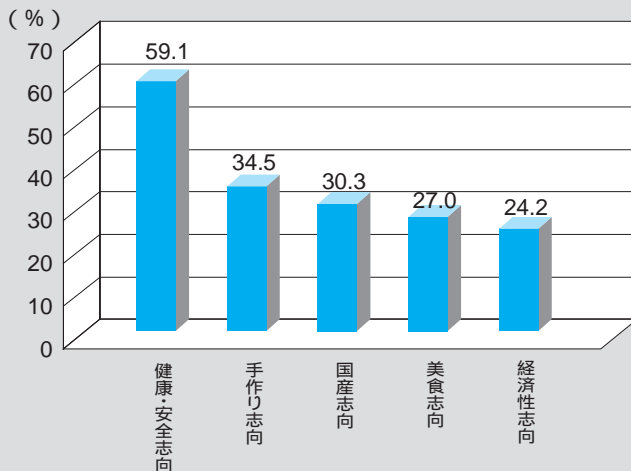
農地を利用しない農業生産事業

自社保有の遊休地を活用するなど、農地を利用しないで農業参入する形態の事業です。プロイラーや養豚、きのこ栽培など施設を利用したものが多くみられます。

農地を利用する農業生産事業

農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、担い手不足などの問題の解消を図るため、改正農業経営基盤強化促進法が平成17年9月に施行されました。これにより、一般の株式会社やNPO法人など、農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得が可能となり、建設業本体で直接農業生産ができるように規制が緩和されました。

食に対する志向で特に強いと思うもの(上位5項目)



出所: 農林水産省「平成18年度食料・農業・農村白書」

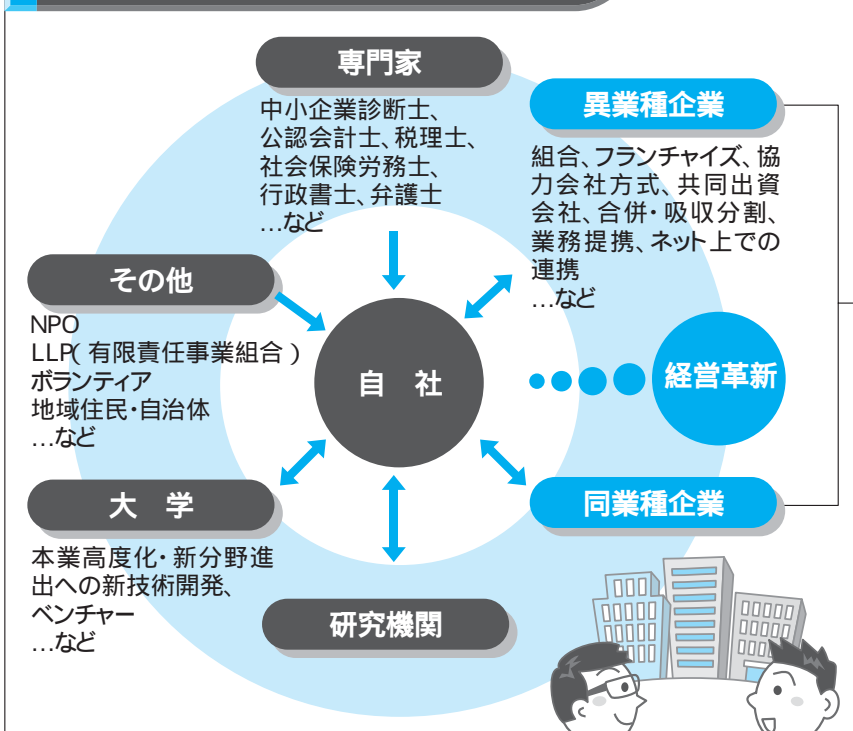
4

不足する経営資源は連携で補う

《外部機関との連携》

中小・中堅建設業者にとって、自社で不足する技術・ノウハウを外部機関との連携により補完することは有効な手段です。連携先は、企業、大学、NPO、研究機関など。また連携の形態も、組合やフランチャイズ、協力会社方式、共同出資会社の設立、合併・吸収分割、業務提携など様々な形態があります。研究開発の色彩が強い事業では、公設試験研究機関や大学など、製造段階ではメーカーや専門業者、マーケティングに当たっては、中小企業診断士や専門コンサルタントなどと連携しているケースが見受けられます。

連携先となる「外部」には様々な機関がある



企業連携の類型

業界外

自社から見て遠い業界の会社になるほど連携の難易度が増すが、連携に成功した場合の成果もより大きい。

業外連携

業界外との連携

福祉マンションの建設で、建設業者と介護事業者が連携し、住宅供給と高齢者ケアを一体のものとして提供。

縦の連携

ビル建設で、測量 設計 施工 維持・管理の各プロセスに携わる各企業が、一連の過程で「縦のつながり」を作って、一体となってサービスを提供する例。

横の連携

リフォーム工事などで、内装工事、改装工事、上下水道工事、電設工事を行なう異業種のもの同士が「横のつながり」を作って、一体となって連携して工事を受注・施工する例。

協同組合

同じ業種の企業が、共同受注や、資材の共同購入などを行って、受注機会の拡大や、コストダウンを図る例。

異業種連携

同業種連携

業界内

自社単独と連携とを比較すると...

	自社単独	連携
事業開始までのスピード	▲ 自社にノウハウがない場合、時間がかかる	● 外部企業等からノウハウを得て時間短縮を図る
開発・投資コストの負担	▲ 自社で負担する	● 外部企業等と分担できる
技術力	▲ 自社保有の技術の範囲	● 外部企業等の技術を活用
意思決定の自由度	● 自社だけで意思決定	▲ 合意形成が必要
ニーズ予測	▲ ひとりよがり	● 客観性が高まる
リターン・成果	● 自社で独占できる	▲ 分担・分配の必要あり

5

現状の問題点を洗い出す 経営改善

自社に十分な体力や余裕、強み等がない場合には、収益性の向上や生産性の向上に向けて、現状の問題点を見直す「経営改善」に取り組む必要があります。経営改善や経営の見直しのためには、経営改善に向けた姿勢・行動を確立するとともに、資金面、人材面、情報面など様々な側面から取り組む必要があります。

姿勢・行動

自助努力型の経営マインド

景気的好転や公共工事の増加などを期待するのではなく、自助努力型の経営マインド・姿勢が求められます。また、そのような姿勢を自社の社員に理解してもらい、醸成することが大切です。

柔軟かつ機動的な取組み

自社の良き伝統・企業文化・やり方は引き継ぎながらも、それに過度にとらわれることなく、柔軟かつ機動的に見直しながら経営改善に取り組みましょう。

継続的な取組み

～将来的なことも視野に～

経営改善・経営の見直しには、継続性や不断的な努力が重要なのはいうまでもありませんが、企業の存続や事業の承継、後継者の育成など将来的な課題も視野に入れることが大切です。

各側面からのアプローチ例



資金面

新規借入れが可能かどうか、ここ数年の財務諸表の状況がどのようになっているかなどを確実に認識するとともに、将来的な資金計画等を立てることが重要です。

人材面

どんな業界でも「優秀な人材の確保・育成」は重要な経営課題ですが、とりわけ建設業は労働集約的な産業であるため、人材が企業業績を左右するといっても過言ではありません。「企業は人なり」です。

情報面

常にアンテナを張り、経営改善に資する情報を積極的に収集することが重要です。その一環として、P11の「ワンストップサービスセンター事業」をはじめ各行政機関が実施している公的支援施策などを調べ、申請・活用していきましょう。

技術面

工期の遅れがなく、労災事故などが発生しないことはもちろん、新工法の開発や施工品質の向上、コストダウン等を図ることが競争力アップにつながります。

上記のほかにも、研究開発面や購買・仕入面、営業面、サービス面など自社の実情に応じた様々な切り口・側面から、経営改善にアプローチしていただくことが大切です。

6 経営力強化に向けた チェックポイント

「桃栗3年、柿8年」の通り、採算がとれるようになるまでには時間がかかるので、売上高、営業利益等のしっかりした中期計画の作成が重要です。

顧客・販路の開拓は事業展開上の要。競合企業や類似製品の調査が必要になります。

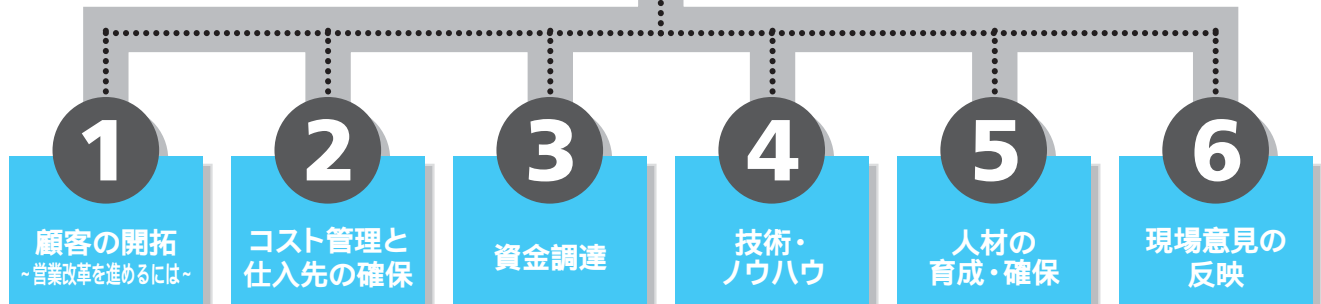
6つのポイント



事業の成就

桃栗三年 柿八年

6つのポイント



1 顧客の開拓
～営業改革を進めるには～

従来型営業にとらわれない
顧客別、商品別、活動エリア別などそれぞれに合った営業スタイルの確立が求められます。

営業活動のシステム化～組織的・体系的な営業を～
営業マン個人の中にある情報・ノウハウを社内共有化するとともに、営業部門だけでなく他部門とも協力して、顧客ニーズの把握や顧客への提案、アフターサービスの実施などを組織的に行うことが重要です。

営業部門と生産（開発）部門の緊密な連携
営業活動で把握した顧客情報やニーズを生産（開発）部門にフィードバックすることにより、より顧客ニーズにマッチした製品開発ができるようになります。

2 コスト管理と仕入先の確保

各コストの把握と管理
生産コスト、仕入コスト、販売コスト、輸送コストなど様々なコストを把握・抑制しつつも、戦略的・計画的にメリハリのきいたコスト管理を行うことが重要です。

最適な仕入先の選定・確保
数量、品質、価格、納期などの諸条件を吟味・検討し、安定的・継続的に調達できる最適な仕入先を選定・確保する必要があります。

3 資金調達

様々な資金調達方法
自己資金、銀行借入、私募債発行、ベンチャーキャピタルの活用、公的支援制度の活用など、資金調達方法には様々な方法がありますので、それぞれのメリット、デメリットを把握するとともに、場合によっては専門家に相談することが有効です。

金融機関との良好なパートナーシップ
しっかりした「経営計画書」の作成、金融機関に対する定期的な会計情報の開示、単年度ベースでの利益計上、安定的・継続的な取引先・得意先の確保などにより、金融機関からの評価がアップし、良好な関係を築くことができます。

4 技術・ノウハウ

技術の開発・習得・高度化やノウハウの蓄積に向けて、特許取得の是非の検討や他社との技術提携、技術情報のセキュリティ管理（情報流出防止）などに努める必要があります。

5 人材の育成・確保

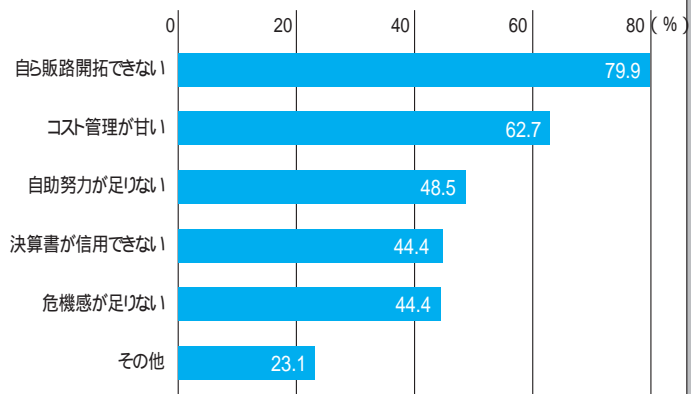
優秀な人材を確保・育成するためには、既存人材の再教育・配置転換、外部人材のスカウト・中途採用、連携先企業からの派遣・協力、営業マンや技術者等に対する研修システムの構築などが有効です。

6 現場意見の反映

社員や顧客の生の声を吸い上げるためにも、経営者自ら生産現場や販売現場を知ることが大切です。

中小建設業が抱える課題

ワンストップサービスセンターの建設業経営支援アドバイザーを対象としたアンケートでも、中小建設企業の課題は「販路開拓」「コスト管理」という回答が上位を占めた。



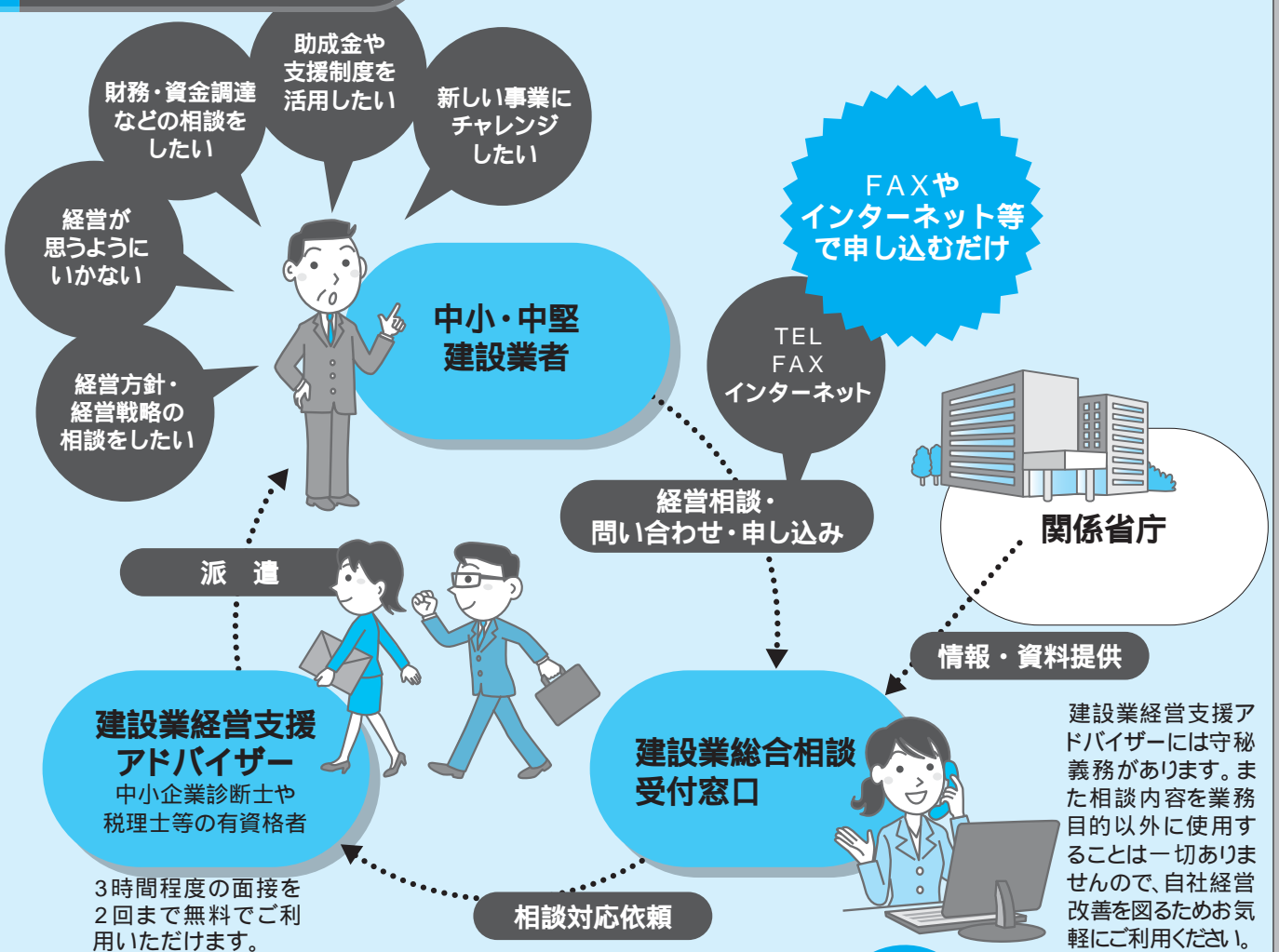
出所:平成19年(財)建設業振興基金「建設業経営支援アドバイザー意識調査」

ワンストップサービスセンター事業とは？

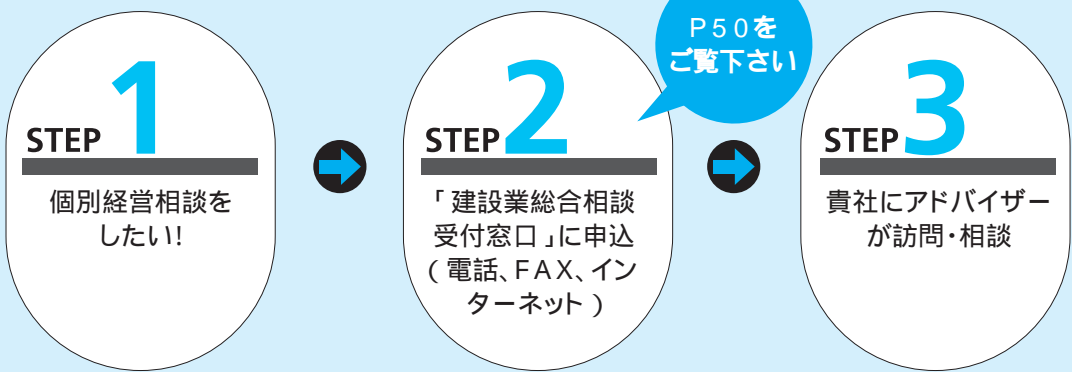
中小・中堅建設業者の経営基盤強化等を図るため、関連するサービスを建設業者が1カ所でまとめて受けられる「建設業総合相談受付窓口」が、国土交通省の各地方整備局等、各都道府県の建設業協会等に設置されています。(P50のお問い合わせ先を参照)

相談受付窓口では、相談の内容に対応して、関連する資料の提供や相談窓口の紹介を行うほか、相談者(建設業者)が経営上の個別・具体的な相談を希望する場合には、「建設業経営支援アドバイザー」を派遣しています。

経営相談事業とは



利用方法



8

本格化する 公的支援制度

地域経済や雇用に高い波及効果が期待される新分野進出を後押しする国の支援策も本格化しています。建設業の地域総合産業化の促進の一つとして、地域の建設産業団体と地方公共団体が中心となり建設業以外の他産業の団体等と連携して地域の活性化に資する事業の立ち上げに向けた取組を支援する「建設業と地域の元気回復助成事業」が平成20年度第2次補正予算により実施されています。

建設業の地域総合産業化の促進について

建設業をとりまく厳しい環境

地域の建設業は、建設投資の急速かつ大幅な減少、ダンピング等による価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化といった課題に直面しているとともに、昨今の景気後退の影響により、その取り巻く経営環境はかつてない厳しい状況

地域において建設業の果たす役割

地域における建設業は、地域の住宅・社会資本整備の担い手であり、経済・雇用を支える重要な産業
建設業が保有する人材、機材、ノウハウ等を活用した異業種との連携や複業化等により、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や地域活性化を図ることに対して大きな期待

『骨太の方針2004』

(平成16年6月4日閣議決定)

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・国土交通省が連携して、「建設業の新分野進出」を「政策群」として位置づけて支援

『地方再生戦略』(抜粋)

(平成20年12月19日 地域活性化統合本部決定)

「地域の経済と雇用を支える建設業について、技術と経営に優れ、地域に貢献する企業の成長を支援するため、「地域建設業経営強化融資制度」の活用等による資金調達の円滑化、総合評価方式の導入・拡充やダンピング受注の防止の徹底等による適正価格での契約を推進するとともに、新分野への進出や他産業との連携事業(林建共働など)による地域総合産業化や人材の確保・育成の取組を支援する。」

地域総合産業化支援策の概要

総合

建設業緊急経営相談事業(ワンストップサービスセンター事業等)
建設業と地域の元気回復助成事業
下請資金繰り支援事業

環境

学校エコ改修と環境教育事業

福祉

地域介護・福祉空間整備等交付金等による地域の介護サービス基盤の整備

雇用対策

建設労働者雇用安定支援事業
地域雇用開発助成金等
新規・成長分野企業等に対する支援
中小企業基盤人材確保助成金(新分野進出等)
建設業有料職業紹介事業等の推進

農業

農地リース方式による農業参入の支援
企業等農業参入支援推進事業
農業サービス事業体に対する支援の充実(農林漁業施設資金)
金融支援(農林漁業金融公庫資金・農業近代化資金等)
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
地域・企業協働基盤整備推進対策(農業参入促進基盤整備実証事業等)等

能力開発

中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業対策

新事業活動促進支援補助金
中小企業地域資源活用プログラム事業
中小企業総合支援センターによる専門家派遣等、セミナーの開催
中小企業再生支援協議会による中小企業の再生支援

9

企業の 取り組み事例

ここでは国土交通省からの受託事業として(財)建設業振興基金が実施した「建設業の新分野進出・経営革新モデル構築支援事業」における選定事例から、経営革新に取り組んでいる企業をご紹介します。

建設業の新分野進出・ 経営革新モデル

事例01 山陰建設工業(株) 14	堆肥センター指定管理者制度への参入と 有機質肥料の生産・販売
事例02 (有)千原コーテック 15	森林管理につながる 低コストの木質バイオマス加温設備の販売事業
事例03 アミシール(株) 16	アセットマネジメントによる コンクリート構造物の調査・診断・補修事業
事例04 坂川建設鋳業(株) 17	星の郷をブランドに、森林資源を活用した 「星の薪」の生産・販売
事例05 大下建設(株) 18	公共土木分野から民間住宅建築を中心とした 民需事業分野への進出
事例06 光和商事(株) 19	ミミズを活用した生ゴミ処理器(コンポスト)の 製品化・販売
事例07 (株)原工務店 20	独自に開発した木質ラーメン構法の 普及を目指し、大臣認定を取得
事例08 中谷ホールディングス(株)(旧:まなおとホールディングス(株)) 21	コスト削減を進め、自社が展開する総菜専門店の経営力を向上
事例09 (株)ミトモ 22	高機能シャワーヘッドの さらなる機能向上と販路拡大を目指す事業



平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

新分野
(環境・リサイクル)

堆肥センター指定管理者制度への 参入と有機質肥料の生産・販売

山陰建設工業(株)は鶏糞と魚を原料とする肥料の生産を続けてきたが、生産能力の限界や施設の老朽化で一時は中止も検討。しかし、安全で環境に優しい農業と食品を求める声の高まりと JA 雲南が指定管理を受けた島根県雲南市木次堆肥センターの業務の一部を受託することをきっかけに再び事業を本格化していくこととなった。



雲南市堆肥センターで生産される牛糞堆肥と有機質肥料



トップターン(自走式攪拌機)による堆肥化作業の様子

PROFILE

山陰建設工業株式会社

代表者/小村 洋司(代表取締役)

所在地/島根県出雲市

資本金/2,600 万円

従業員数/58 名

URL/http://www.sanin-kk.co.jp/

事業内容/昭和 38 年に山陰アスファルト工業(有)として設立、昭和 57 年現商号に変更。主な事業は、土木、舗装、建築、防水工事、スポーツ施設工事、リサイクル事業、砂利採取、宅地宅建取引業、バイオ事業等を行う。



1. 事業の背景と動機

安全な肥料を求める 時代の後押しがあった

昨今の原油、肥料の高騰や、食品における残留農薬の問題は、より安全性が高く、環境に優しい農業への欲求を、生産者と消費者に呼び起こした。これが同社が昭和 58 年以来続けてきた鶏糞と魚を原料とする肥料の生産を後押しする形となると同時に JA 雲南が堆肥センターの業務受託者を探していたことも重なって、本事業に取り組む見通しが立った。

2. 進出時の苦労やその対応

食品残渣や汚泥の収集計画で 将来的な肥料原料を確保

管理者となるために JA 雲南と協議し、収支計画などを明らかにし、廃棄物処分業者としての認可も受けた。同社はもともとバイオ事業部を保有し、これまで肥料の生産に取り組んできたノウハウもあるが、肥料原料の確保は難題であり、今後、産業廃棄物(食品残渣、汚泥)を収集することで商品の付加価値を高め併せる計画で補うこととした。

3. 新事業の概要

JA から委託を受けて 糞尿を収集、肥料を生産

本事業は、雲南市が建設した堆肥センターの業務受託への参入を通じ、安全で良質な有機質肥料などの生産・販売に取り組むものである。材料は、センターを運営する JA から業務を一部受託し、酪農家から糞尿を収集する。さらにそれら廃棄物から、牛糞堆肥と有機質肥料、またバイオ事業部が植物活力剤「バイオキトサン G-1」を生産し販売していく。

4. 事業の推進体制

外部の研究機関から幅広い支援

同社内では、肥料生産部門で 4 名、バイオ事業部で 1 名を担当者としたほか、外部の研究機関から支援を受けた。肥料の技術・普及に関しては、(財)環境科学総合研究所の木嶋氏に肥料などの効果については(株)アグリテクノサポート、高機能化は島根大学名誉教授、松田氏に助言を受けている。その他、機能性評価等に関して専門家から指導、助言を受けている。

5. 差別化戦略・競争戦略

イチゴやトマトの生産地向けに 売り込みを図る

有機質肥料については、イチゴやトマトの生産に向いているという専門家の意見もあり、産地への売り込みを強化していく。また、植物活力剤については、同種の製品がかなり流通しているものの、唯一の微生物発酵技術により含有キトサン量が、他にくらべて多い点などをアピールしていく。

6. 成果と今後の課題

肥料生産は順調に進行、今後は 堆肥の高機能化などを進める

当初の計画通り、堆肥センターで試運転した後、有機質肥料の生産と販売を開始、また産業廃棄物(食品残渣)の収集もスタート。さらに下水汚泥の堆肥化試験に成功した。

ただ牛糞堆肥については、多くの競合製品があるため、有効な微生物を添加して高機能化を進め、緑化基盤材の開発を進める必要がある。また、伐採木や剪定枝、枯草等植物性廃棄物等の未利用資源の肥料化にも取り組んでいく。

全体として生産は順調といえるが、今後の課題は、販売、普及面。これらの資材を使って、バイオ燃料等の作物の肥料として使用することも検討中である。



平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

新分野
(環境・リサイクル)

森林管理につながる 低コストの木質バイオマス加温設備の 販売事業

山間部にある雲南市の森林から発生する間伐材を有効活用し、加温機の木質バイオマスとして活用する事業に踏み出したのが(有)千原コーテック。現在、農業用ハウスにおける加温設備の燃料としての事業化を進めている。農家はこれにより一層のコスト削減ができ、また地域にとっても森林の整備が促進される。



加温機(ストーブ)試作 1 号機。燃料補給なしで連続 15 時間の連続運転が可能



加温機の燃料となる間伐材。間伐材の有効活用は地域が抱える大きな課題でもある

PROFILE

有限会社千原コーテック

代表者 / 千原 孝美 (代表取締役会長)

所在地 / 島根県雲南市

資本金 / 1,000 万円

従業員数 / 12 名

URL /

<http://chiharacootech.sakura.ne.jp/>

事業内容 / 昭和 20 年創業、昭和 52 年に(有)千原塗装店として設立し、平成 3 年に現社名に変更。塗装工事業として、島根県や地元市町村発注の工事及び民間事業所の工事を施工。近年は、個人住宅のリフォーム塗装の受注に注力している。



1. 事業の背景と動機

燃料高と間伐材の処理という問題を同時に解決する

同社の千原会長は以前より個人的に洋ランを栽培し、地元で評価を受けていることもあって、冬期には農業用ハウスの加温が必要なことや、加温用の重油価格が昨今は高騰していることに注目した。地元の山間部で森林を整備する際に排出される間伐材などを加温用に転用できれば、その処理と燃料高の問題を解決できる糸口になると考えた。

2. 進出時の苦勞やその対応

山の整備を専門家に依頼したため高コストに

本事業のために、千原会長所有の山を整備しようとしたが、経験の浅い作業者では対応できず、専門家に整備を依頼する必要が生じた。そのため、人件費が予想以上に高くなったが、いったん整備された場所は、その後の伐採などがしやすくなり、今後の費用はかえって削減できると予想されている。

3. 新事業の概要

低コストな木質バイオマス加温設備の販売

同社が目指すのは、山間部の森林(里山含む)を整備する際に排出される間伐材などを、農業用ハウスの加温用燃料として活用する「木質バイオマス加温設備」の販売である。この設備は低コストで小規模農家にも導入しやすく、また、同時に間伐材活用により、荒れていた山間部の森林が整備されるという効果もある。本事業では、まず実用化に必要とされる試作・試験などを実施し、さらに原価計算も行い、販売を目指すものである。

4. 事業の推進体制

NPO 法人による支援は大きい

千原会長が専従するだけではなく、外部のノウハウを広く活用できる体制をとった。なかでも、島根県松江市周辺で活動実績を持つ NPO 里山バイオマスネットワークには、森林整備のノウハウや木質バイオマス燃料の供給、ペレット製造器の利用など多くの面で支援を受けた。また、(財)島根県中山間地域研究センターとも情報交換をした。

5. 差別化戦略・競争戦略

小規模・低コストにより小規模農家にも導入しやすい

農業用の木質バイオマス加温設備自体は数多くの製品が販売されているが、大半は規模が大きく、導入費用も百万円単位と高コストとなる。本事業の加温設備は、既存の大規模な製品との併用を想定しており、小規模で低コストとなっているため、十分な競争力がある。

6. 成果と今後の課題

試験的な設置・法的規格のクリアを経て本格的な販売へ向かう

現時点までに木質バイオマス加温設備の試作 1 号機を試運転したほか、木質バイオマスの利用に取り組んでいる地元の事業者の組織化にも取り組んでいる。今後、ハウス園芸を実施している事業者に対し、加温設備の試験的な設置を進め、平成 21 年 3 月以降の販売開始を目指している。温水循環式に改良して、さらに 1 年間ほど実証データの取得や法的規格による型式認定などを経た後、製造原価に近い価格での販売が可能になる感触を得ている。



平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

川上分野
川下分野

アセットマネジメントによる コンクリート構造物の 調査・診断・補修事業

戦後から高度成長期にかけて建設された社会資本が老朽化し、更新の時期を迎えている。アミシール(株)は、これら構造物の補修に、社会資本を計画的な維持更新するアセットマネジメントの手法を適用、将来に向けた効率的な整備計画策定を実施し、この提案を行うことで施設の維持管理業務の受託につなげていく。



国道 2 号線橋脚でのケイ酸アルカリ含浸施工テストの様子



アミシール(株)経営陣。左から岡田氏、藤田氏、山本氏、坪井氏、高橋氏が集まり、本事業の実施にあたる

PROFILE

アミシール株式会社

代表者/藤田 成昭(代表取締役)

所在地/岡山県岡山市

資本金/400 万円

従業員数/5 名

URL/-

事業内容/平成 18 年設立。建設業 4 社が新分野進出のために設立した。当初は、アスベスト対策関連事業を行っていたが、需要が顕在化しないので、現在はコンクリート構造物の調査・診断・補修事業に取り組んでいる。



岡山市

1. 事業の背景と動機

アスベスト除去からコンクリート 耐力診断・補修へ発展

同社は、もともとアスベストの封じ込め事業に進出することを目的として、岡山南商工会に所属する建設会社 4 社が設立した会社であるが、民間のアスベスト対策が進展しない状態が続いた。そこで、取り扱っていたアスベスト封じ込め材(ケイ酸ソーダ)の組成が劣化コンクリートの含浸補修材に近いことから、これを活用して新たな事業を展開する可能性を模索したことがきっかけとなった。

2. 進出時の苦労やその対応

本業でのコンクリートに関する 予備知識やノウハウを活用

コンクリート構造物のライフサイクルコスト軽減は、アスベスト対策と同様に社会的意義もあり、また、コンクリートに関する方が本業に近く、予備知識や施工ノウハウもあったため、アスベスト除去より今回のコンクリート耐力診断・補修の方が取り組み易かった。また、施工テストに関して、国道 2 号線橋脚や民間住宅の塀で実施することができた。

3. 新事業の概要

コンクリート構造物の 調査・診断・補修事業

同社は、国道・県道の橋脚やトンネルなどコンクリート構造物に関し、長期維持費用低減を図るアセットマネジメントの考え方を導入した調査・診断・補修事業に取り組む。その目的は、建造されてからの経年変化によってコンクリート構造物で進みつつある中性化、塩害、アルカリ骨材反応などを調査・診断し、小規模補修などを実施して、劣化の進行を遅らせることにある。これは、ライフサイクルコストすなわち社会全体のコスト削減につながる効果がある。

4. 事業の推進体制

4 社が協力して事業を推進、 将来は新規採用も

技術担当役員 1 名を専業とするほか、同社に所属する 4 社から各 1 名が、主に含浸テストの担当として参加するなど、計 5~6 人で本事業にあたる。また外部の専門家である(株)テクノブレインズの坪井理学博士を同社の顧問として招聘し、指導を受けている。将来的に事業が軌道に乗れば、新規に人材を確保することも考えている。

5. 差別化戦略・競争戦略

不透水性効果が高いケイ酸 アルカリの使用に特色がある

本事業で使用されるコンクリート構造物に対する補修材は、旧道路公団などが開発したケイ酸アルカリで、(株)エバープロテクトから仕入れる。これは、使用時に一部が 100 ナノメートル以下のコロイド水溶液として細孔に入り込むため不透水性効果が高い。これによって他と差別化を図る。

6. 成果と今後の課題

今後は、一層の知識や 技術力の向上を目指す

本事業は全体として、ほぼ予定どおりに進行している。今後の課題としては、(1)ケイ酸アルカリ含浸によるコンクリート構造物の診断と補修に関しての知識と技術力を高めていく必要がある。(2)施工テスト箇所の確保や診断・補修事業の採用において岡山市との連携も重要である。(3)受注に向け、建築士事務所やコンサルタント会社等への理論武装した宣伝と営業を実施する、等が挙げられる。



平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

新分野
(農林水産)

星の郷をブランドに、 森林資源を活用した 「星の薪」の生産・販売

坂川建設鋤業(株)は、地元森林組合と連携を図り、環境に優しい燃料である薪の生産・加工・販売に乗り出した。これにより所有する山林や就業者を有効利用でき、また薪ストーブの設置工事と併せることにより、顧客とのパイプを築き、リフォームや造園などの受注工事につなげていく。



「星の郷」井原市美星町に豊富にあるクワ・クヌギを用いた「星の薪」



事務所に設置した薪ストーブ。柔らかい暖かさが特徴である

PROFILE

坂川建設鋤業株式会社

代表者/坂川 晃一(代表取締役)

所在地/岡山県井原市

資本金/3,000万円

従業員数/32名

URL/<http://www.ibara.ne.jp/~ikasa-QJ/jigyosyo/sakagawa.htm>

事業内容/昭和44年創業、48年設立。一般土木、造園業、舗装工事、運送事業、水道工事、リサイクル事業、産業廃棄物中間処理業、運送業等を営む。売上高の90%以上が地元公共工事である地域密着型企业



井原市

1. 事業の背景と動機

環境にやさしい薪ストーブに 注目し、地元資源を活用

地域密着企業として地元資源を活用しながら地域社会に貢献できる新規事業を模索していたところ、森林組合が薪の取り扱いを個人に委託していることに目が止まった。最近の約10年間で薪ストーブの需要が約2倍に増加していることに加え、社長や会社が所有する山林から薪の産出が可能であったことから、新規事業としての見通しを立てることができた。

2. 進出時の苦勞やその対応

原木を秋から冬に伐採、春に運搬・ 乾燥するサイクルを構想

人員や山林の面で大きな問題はなかったものの、春から夏に伐採した原木は水分が多く、薪としてB級品にしかならない。そのため、秋から冬に集中的に伐採し、春以降に運搬、乾燥を経て、冬に出荷するサイクルを確立することを構想している。販路については、ホームページやダイレクトメールを活用する。

3. 新事業の概要

薪を生産し、薪ストーブの設置も 実施する事業

同社は、周辺に豊富にあるクワ・クヌギなどから薪を生産・販売し、薪ストーブの設置工事と合わせて相乗効果を生み出す事業に取り組む。同社の地元である岡山県井原市美星町には、国内最大規模の公開天文台があり、星の郷として有名なこともあって、販売する薪を「星の薪」と名付ける。薪ストーブの設置工事にかかる費用は約100万円で、煙突も必要なたため、ターゲットとする主な顧客は、富裕層や団塊世代の戸建て住宅及び戸建て型店舗(理髪店など)とする。

4. 事業の推進体制

山林・薪ストーブの専門家と連携

人員面で余裕があることもあって、坂川社長を総括責任者としながら、ほぼ全社員で本事業に携わる。また、地元の森林組合と連携して、薪の相互供給を図るほか、薪ストーブの専門技術を持つ複数の企業やログハウスピルダーなども情報交換を行う。今後は、生産する薪に付加価値を付けるため、大学との連携も図っていく。

5. 差別化戦略・競争戦略

薪ストーブをトータルで サポートできることが強み

薪の生産と薪ストーブの設置工事の両面を実施することが可能で、いわば「薪ストーブをトータルでサポート」できる点が、最大の差別化戦略といえる。それはまた、顧客の家屋のリフォームや外溝工事など、本業の活性化にもつながる事業でもある。

6. 成果と今後の課題

今後は販路を確立することが 最重要、社員にも自覚が出てきた

販路を拡大する決め手となるホームページの作成が多少遅れ気味であるものの、おおむね順調に進行している。想定される主な顧客層は、これまで同社とはあまり接点がなかったため、販路拡大は重要な課題となる。今後は例えば、理髪店や理容組合との連携や、社員一人ひとりの口コミによる営業なども活用していく。最近では本事業によって社内が活性化し、社員に自覚が生まれつつあるため、見通しは明るい。



平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

公共土木分野から民間住宅建築を 中心とした民需事業分野への進出

公共土木から脱却し、民間建築の受注に力を入れている大下建設(株)は、その第一弾として在来工法ながら高気密高断熱機能を持つ「ファース工法」による住宅建設に取り組んでいる。経験の浅い民間での営業ノウハウを挽回すべく、ミニコミ誌発行や見学会開催など、精力的に情報発信を続けている。



「ファース工法」を用いた「ファースの家」の新築工事現場



オリジナルの住宅広報紙「大下瓦版」。毎月、2500部を地域に配布する

PROFILE

大下建設株式会社

代表者/大下 知男(代表取締役)

所在地/広島県三原市

資本金/2,300万円

従業員数/7名

URL/

<http://www.ooshita-industrial.co.jp/>

事業内容/昭和41年創業、50年設立。土木工事、建築工事、増改築、リフォーム等を営む。高気密・高断熱の高機能住宅「ファースの家」を施工する。



三原市

1. 事業の背景と動機

民間工事に参入するためには、 他社との差別化が必要

民間工事を中心とした業態への転換を模索していくなかで、他社との差別化、施主に「住みやすい家」と、自信をもって言える施工方法の重要性を認識するに至った。この考えに基づいてさまざまな企業の工法を見学・検討したところ、懇意にしている企業の紹介で「ファース工法」を知ることになり、今回の事業化に最もふさわしいと確認された。

2. 進出時の苦労やその対応

ミニコミ誌を発行して 事業内容をアピール

民間の顧客に対する営業のノウハウがまったくなかったことが壁となったため、事業を紹介するミニコミ誌「大下瓦版」を発行し、地元の住民や知人、既存顧客に配布している。リフォームについての相談や地域の情報を盛り込んでおり、試行錯誤を繰り返しながらも民間工事への足がかりとしての役割をはたしている。

3. 新事業の概要

特色ある工法の導入による、 住宅の建設・販売事業

同社は、民間の戸建て住宅向け工法である「ファース工法」を導入し、住宅を建設・販売する事業に取り組む。この工法は、高気密・高断熱・高耐久性に特徴があることに加え、在来工法を基本としているため、従来からの大工でも施工が容易であることなどから導入することとした。同社はこれまで、公共工事を中心としてきた業態だったため、地元の住民との接点が貧弱であることは否めないため、ミニコミ誌の発行やホームページの展開などによって、同社の新事業のPRにも努めていく。

4. 事業の推進体制

ミニコミ誌の編集担当は専任

本事業の性格上、本業の人員がそのまま担当できるほか、ミニコミ誌の編集やホームページの制作を社長夫人が担当した。また、建築技術者1名を採用したほか、今後は事務手続きの増加が予想されることから、事務員の新規採用を検討している。さらに、経営面のアドバイザーとしてコンサルタントから助言を得ることも考えている。

5. 差別化戦略・競争戦略

施工方法の特色を活かすために フォローを重視する

ファース工法そのものが、他の企業にはあまりみられない施工方法であり、そのまま差別化につながっている。この特色をメンテナンスなどのフォローを通じてさらに大切に育て、アピールポイントとしていく。また、差別化の面でもPRは重要なので、力を入れてゆく。

6. 成果と今後の課題

ファース工法による初成約を 実現、広がりつつある理解に手応え

従来よりわかりやすく改訂されたホームページを展開するほか、ミニコミ誌にもいっそうの力を注ぎ、本事業の実際についてPRしていく。こうした努力もあって平成20年秋には、ファース工法による住宅建設の初成約を実現することができた。また、営業展開の一環として、ファース工法を用いた住宅の見学会を実施したところ、2日間で100名が訪れるなど、自社の知名度の高まりや本事業に対する理解が広がっているとの手応えを感じている。



平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

新分野
(環境・リサイクル)

ミミズを活用した生ゴミ処理器 (コンポスト)の製品化・販売

土木工事及び土木建築の資材販売を行っている光和商事(株)は、家庭生ゴミ減少の妙手としてミミズを利用して堆肥に変える家庭用生ゴミ処理器(コンポスト)の製品・販売事業に着目した。ミミズコンポストは、他のコンポストに比べ、動力がいらす無音・無臭であることなどを、効果的にPRして市場に訴求・展開していく。



コンポスト生産用ミミズの養殖試験場。シマミミズを用いている



外国製ミミズコンポストを購入し、社内で生ゴミ処理と堆肥化の実験を行っている

PROFILE

光和商事株式会社

代表者/久保 利率 (代表取締役)

所在地/広島県広島市

資本金/5,000 万円

従業員数/28 名

URL/http://www.kowas.co.jp/

事業内容/昭和 50 年設立。土木建築資材・機材の販売・賃貸、土木建築工事、不動産の売買・賃貸、損害保険代理業。土木工事ではいくつかの新工法を保有している。



1. 事業の背景と動機

生ゴミ処理に関する ミミズの重要性を知り

同社が本社を置く広島市では、家庭から排出される生ゴミの処理方法が大きな社会問題となっている。そうしたなかで同社は平成 19 年、親会社の紹介で、ミミズを活用して生ゴミを処理している広島市内の業者を見学する機会があり、新分野として事業化できる感触を得た。調査を重ねた結果、コンポストの製品化に需要が見込まれることもわかった。

2. 進出時の苦労やその対応

基礎知識や技術習得のために、 社内でミミズも飼育

最大の問題は、実際に本事業を始めるにあたって、ゴミ処理やミミズの扱いに精通した人材がいないことだった。もちろん、コンポストの製品化に関するノウハウもなかった。そのため、日常業務の合間をぬって知識や技術を学び、県外の先進事例の視察や、社内でミミズを飼うなどして基礎の習得に努めた。

3. 新事業の概要

家庭で設置可能な エコライフ製品を販売する事業

同社は、ミミズによって生ゴミを処理し、堆肥に変える「コンポスト」を製品化し、家庭から排出される生ゴミを削減する事業に取り組む。生ゴミの処理にミミズコンポストを利用することは、ゴミ処理場で焼却されるよりも環境にも優しいことはもとより、コンポストを製品化する同社にとっては、環境事業という新たな分野への参入も実現する。また、製品化にあたっては親しみ易さを重視し、家庭で容易に設置可能なエコライフ製品として販売していく。

4. 事業の推進体制

ミミズに詳しい市民団体と連携

社内で 2 名を担当者とするものの、専任者は置かず、当面は本業との兼業体制とする。また、地元の市民団体「広島ミミズの会」と連携し、ミミズに関する情報を交換するほか、本事業の進捗状況の管理やマーケティングなどに関し、(有)MIC からの助言を得た。ミミズの養殖などに関しては、愛知県などの事例を参考にした。

5. 差別化戦略・競争戦略

安価なアフターフォローも 確立された製品を目指す

ミミズを使用するため無音・無臭、動力がいらぬなどのメリットがあるが、他に、(1)安価な 1 万円前後の価格、(2)住居にマッチする角型の形状、(3)子どもから大人にまで親しみやすいデザイン、(4)ミミズの質問に答えられるアフターフォロー体制の確立などがあげられる。

6. 成果と今後の課題

試作品が完成して製品価格を 検討、今後はイメージ戦略も必要

現時点で進捗ないし見通しが立っている事項は、生ゴミ処理器(コンポスト)の試作品の完成や、製品価格の設定、ミミズの養殖場の選定などが挙げられる。また、本事業を進めていくうちに、生ゴミ処理器では臭いは発生しないが、生ゴミ自体にハエがたかるといった問題があることがわかった。今後はこうした問題を解決し、ペット感覚でミミズを活用する製品を消費者に受け入れてもらえるように、イメージ戦略を練る必要がある。

事例●07

株式会社原工務店(山口県防府市)



平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

独自に開発した 木質ラーメン構法の普及を目指し、 大臣認定を取得

「ハラテックラーメン構法」は、木造建築に豊富な実績をもつ(株)原工務店が、大手ハウスメーカーとの競争を意識して開発した施工性・デザイン性に優れる構造技術である。8年前から研究を重ね、平成17年には、接合部材も開発するなど周辺技術も向上。この度、改正建築基準法の審査水準に対応するため性能評価を受け大臣認定を取得した。



木質ラーメン構法が使用されたショールーム「もっくの森」。「木のぬくもりや木質ラーメン構法の長所」が感じられるデザインである



強度を測る性能試験の様子は、同社ホームページでも公開されている

PROFILE

株式会社原工務店

代表者/原 孝夫 (代表取締役)

所在地/山口県防府市

資本金/3,000万円

従業員数/33名

URL/http://www.haratec.co.jp/

事業内容/昭和43年創業、55年設立。住宅建設販売事業、リフォーム事業、不動産事業、接合金物「ハラテック21」販売事業、ラーメン構法金物の販売事業を行っている。木のぬくもりを感じながら安全に暮らせる住まいがモットー。



1. 事業の背景と動機

独自技術を求めてたどり着いた 木質ラーメン構法

「大手住宅メーカーと競争するためには、独自の技術が必要」。大工から会社を興した原社長のこの言葉とともに、同社が研究・開発を続けてきたのが独自の木質ラーメン構法「ハラテックラーメン構法」である。この技術は、大開口部、大空間を実現することができ、間取の自由度が高いという長所を持つ。平成12年に研究を開始、以来製品化を目指してきたが平成19年の建築基準法改正を受け建築確認が難しくなってきたため、その対策が浮上してきた。

2. 進出時の苦労やその対応

性能評価審査で求められる 厳密な数値実証

建築基準法に基づく性能評価で認定されるためには、客観的で信頼性のある実証結果が必要である。そのため専門家にアドバイスを仰いだり、構造解析の委託も発生するため、開発コストとして相当額を計上しなければならなかった。

3. 新事業の概要

ラーメン構法の認定につなげる 構造計算を

本事業は、この木質ラーメン構法の性能評価の認定を受けるために強度や耐久性に関する構造計算やデータ収集を行うものである。認定を受けることで建築確認申請の手続きが簡略化され、効率的な事業化が可能となるため、この実証試験の意義は大きい。

なお同社は木質ラーメン構法で大切な役割を担う接合部材もすでに開発・販売しているため、上記住宅事業と建設部材事業を2本柱として事業展開を進める予定である。

4. 事業の推進体制

多数の専門家の協力を仰ぐ

社長と社員1名の2名に加え、構法の開発や販促については多数の専門家に協力を仰いでいる。実験や解析では京都大学及び武蔵工業大学の工学系教授と(株)日本システム設計。接続金物の販促については(株)カネシン、経営革新としての指導では(有)えん総合研究所と連携している。

5. 差別化戦略・競争戦略

ショールーム「もっくの森」を オープン

まだ一般には馴染みの薄い木質ラーメン構法の魅力を多くの人に伝えるため、「住まいと暮らしの情報館『もっくの森』」を20年7月に本社隣にオープンさせた。同ショールームは木質ラーメン構法を使用した建物で、ショールームとして利用する以外に、カルチャースクールやイベントの開催など地域開放を通じ、間接的にPRにも活用している。

6. 成果と今後の課題

モデル事業を期に事業化し 順調に推移

今回のモデル事業、そして平成20年10月に大臣認定を取得したことで、「ハラテックラーメン構法」は広く知られるようになった。構法そのものの品質には自信を持っているだけに、認知度が高まることは事業化に向けていい追い風となりそうである。

ただ構法、接合部材いずれにバリエーション追加や仕様変更があっても、部材の追加試験の必要が発生する。今後商品展開とともにコンスタントに時間と費用がかかることを想定しなければならない。



平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

新分野
(サービス)

コスト削減を進め、自社が展開する 総菜専門店の経営力を向上

持ち帰り惣菜の市場に注目し、平成 13 年に総菜専門店「まな板のおと」を出店した中谷ホールディングス(株)。現在 4 店舗(うち FC1 店舗)を構えるまで拡大したが、競争が激しいこの業界で地歩を固めるためには、一層の経営向上が必要と判断。コストの削減、顧客サービス、独自商品の開発と抜本的な経営改革に乗り出した。



やわらか惣菜試作品。地産地消をモットーに家庭の味と安全性を強調



加工材料をキット化

PROFILE

中谷ホールディングス株式会社

(旧：まな板ホールディングス株式会社)

代表者／中谷 泰周(代表取締役)

所在地／山口県和木町

資本金／4,400万円

従業員数／60名(パート含む)

URL／<http://www.manaitanooto.co.jp/>

事業内容／昭和 26 年設立。平成 20 年社名変更。店舗設計・施工等を行っていたが、平成 13 年から始めた惣菜専門店「健康家族 まな板のおと」が主な事業。現在 3 店舗を運営。毎日 50 ～60 種類の惣菜を用意している。



和木町 ○

1. 事業の背景と動機

総菜分野の競争に勝てる コスト削減に迫られた

同社は平成 13 年より総菜専門店の展開し、新規事業として軌道に乗せてきた経緯がある。その際には、経営コンサルタントに相談したり、市場調査なども実施したうえで、地元では総菜を中心とした事業が未開発であることなども把握していた。しかし近年、この分野の競争が激しくなり、いっそうのコスト削減に迫られたことなどが直接のきっかけとなった。

2. 進出時の苦労やその対応

初期投資を調達するため 遊休地などを売却

事業としての総菜専門店は、初期投資が少なく済むといわれている。とはいえ本事業では、少なくとも 2,000 万円の初期投資が必要であることがわかった。資金調達面で苦慮したが、遊休地や資材置き場、重機などの売却、個人的な預金などでまかされた。

3. 新事業の概要

競争が激化する 総菜専門店の経営力向上事業

同社は、すでに展開している総菜専門店「健康家族まな板のおと」の経営力を向上させる事業に取り組む。具体的には、(1)加工原材料のキット化による製造コストの削減、(2)得意客を中心とした顧客サービスの向上、(3)食品メーカーや大型スーパー、外食産業など競争相手にはない商品の開発などがある。最大の目的は、以前とはくらべものにならないほど激しくなっている総菜(いわゆる中食)の分野における競争を勝ち抜くことにある。

4. 事業の推進体制

配置転換は実施せず人材を活用

現在、同社が直営で展開する総菜専門店の店舗は 3 店となっており、全体でパート社員が約 50 名いる。加工材料をキット化するために、閉鎖した店舗の厨房と人材を活用した。以上のように、本事業を始めるにあたって、特別な配置転換やリストラなどは実施していない。また、顧客管理システムの構築でシステム開発会社と連携した。

5. 差別化戦略・競争戦略

家庭の味や地産地消による 食の安全・安心をアピール

大型スーパーなどとは違って、「家庭の味」と「地産地消による安全・安心」を前面に出すことができる。これは以前からアピールに努めてきたもので、食品偽装など食に関する安全性が社会問題化している昨今では、ますます重要性を増しており、訴求力がある。

6. 成果と今後の課題

在宅配食や顧客管理システムを 活用した情報提供を予定

現在、加工原材料のキット化と顧客管理システムの開発を進めている。また、新商品開発の一環として、高齢者向けの惣菜の試作品を完成させた。しかしながら、現時点では販路が未確定なうえ、予想以上に原価も高くなったことから、開発を一時的に中断させている。今後は、高齢者に対する在宅配食の計画を具体的に進めるほか、顧客管理システムを活用したメール配信により、特売品やリピーター割引制度に関する情報などを、提供していくことを考えている。



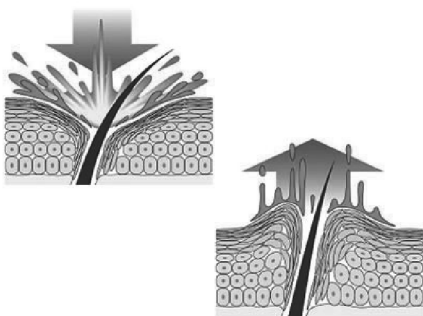
平成 20 年度
新分野進出・経営革新モデル

高機能シャワーヘッドのさらなる機能向上と販路拡大を目指す事業

(株)ミトモは、美容効果などが期待できるシャワーヘッドに関する権利を獲得し、産学協同によって製品化、販売してきた実績を持つ。同社は、本事業によって、その製品のさらなる高機能化を図り、また、販路も従来にまして拡大させていくことを目指した。高機能のシャワーヘッドが昨今、売れ筋商品として注目されていることも追い風となっている。



「美オッシュ」通常の泡の5分の1の大きさのマイクロバブルが毛穴の奥に浸透し、老廃物を取り除く



強いシャワーにより汚れを一気に流し、画期的な吸引機能で、シワや毛穴の老廃物を吸い出す

PROFILE

株式会社ミトモ

代表者/渡邊 正弘(代表取締役)

所在地/山口県宇部市

資本金/3,000万円

従業員数/9名

URL/http://www.mitomonet.com/

事業内容/昭和52年設立。総合建設業を営む。住宅リフォーム工事に主力を置いていたが、マイクロバブルの技術を開発、マイクロバブルシャワー「美オッシュ」の製品化に踏み切った。



1. 事業の背景と動機

宇部高専との緊密な関係からスタートした

同社は以前より産学協同に熱心で、地元の宇部高専との勉強会やテックアンドビジネスコラボレイトの組織に参加したり、システムキッチンの開発なども実施してきた。そうした活動の延長として、宇部高専が開発したマイクロバブル発生装置を活用したバス製品のうち、シャワーヘッドの製品化に関する権利を獲得。それが本事業へと至る発端となった。

2. 進出時の苦労やその対応

開発時の困難を宇部高専の協力で克服した

シャワーヘッドなど工業製品の開発に関する細かなノウハウが絶対的に不足しており、社外の専門家と連携する以外に、インターネットから情報を得たり、他社の製品を研究しながら、少しずつ前進していくしかなかった。こうした困難を乗り越えることができたのは、宇部高専の協力を得たことが大きい。

3. 新事業の概要

高機能シャワーヘッドのビジネスを拡張する

同社は、地元の宇部高専が開発したマイクロバブル発生装置を活用したシャワーヘッド「美オッシュ」の機能をさらに向上させた新製品の開発と、販売体制を拡大させる事業に取り組む。本事業で扱うこの製品は、水道水に含まれる空気を効率よく取り出してマイクロバブルを生成することによる洗浄効果など、さまざまな利点を備えている。本事業の推進によって、これを事業としてさらに一段高い段階にアップさせることを目指していく。

4. 事業の推進体制

宇部高専・山口大学等と連携

同社では、社長が中心となって本事業を進めており、業務のほぼすべてを引き受けている。今後、採算性の見通しが立った段階では、配置転換や新規採用の検討も考えられる。マイクロバブル発生装置など技術面では、宇部高専からの協力を得たほか、評価については山口大学工学部の支援を受けた。

5. 差別化戦略・競争戦略

ユーザーの声を集めてビデオ化し、販促に役立てる

本事業で扱う製品が持つ利点を数値化する方法を検討したが、単純に洗浄や美容、血行促進などの効果を宣伝する方法は、薬事法に抵触するおそれがあるため不可能。そのため、製品ユーザーの声をビデオ化し、販売促進に役立てる方法も考えている。

6. 成果と今後の課題

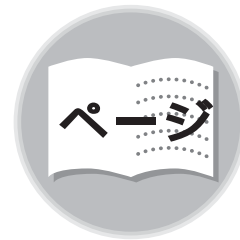
新デザインに基づく新商品を販売し、販路をさらに広げていく

機能の向上を目的とする新たなデザインを含め、製品化に向けて開発を進めている。これまでに試作品の作製を終えており、平成21年中ごろまでには金型試作を終え、実験や検証を経た後、製品化する予定。新商品の元となった特許は同社が以前に譲り受け、それはすでに製品化され、インターネットなどの販路もある程度は確保されている。今後は、展示会への出品なども含め、販路をさらに拡大する努力を続けていく。

第2章

公的支援制度一覧

本一覧は、経営革新や新分野進出に役立つ公的支援制度を紹介し、中小・中堅建設業の経営者の方々に、ニーズに応じて各制度を効果的に把握し活用していただくことを目的としています。掲載されている各制度は、国や地方公共団体、公的団体が公開する資料やホームページ、さらに中国地方建設産業再生協議会メンバーなどからの情報をもとに選定いたしました。



相談や情報収集をしたい <input checked="" type="checkbox"/>	→	1 経営情報・アドバイス	
		オンライン情報提供	24
		相談・指導・派遣	24
		ガイダンス等	27
どんな融資や税制があるのか知りたい <input checked="" type="checkbox"/>	→	2 融資・税制等	
		融資・保証等	28
		税制	31
技術支援を受けたい <input checked="" type="checkbox"/>	→	3 新技術・研究開発	
		情報提供・交流	32
		助成	32
従業員育成や確保のための支援を受けたい <input checked="" type="checkbox"/>	→	4 雇用・人材育成	
		人材確保	35
		人材育成	36
ネットワークやITを利用して経営資源の強化を図りたい <input checked="" type="checkbox"/>	→	5 経営基盤の強化	
		連携・共同化・債務保証等	40
		販路拡大・交流会	41
		IT支援	42
新しい分野への進出のためにどんな支援があるか知りたい <input checked="" type="checkbox"/>	→	6 新事業・新分野進出	
		新事業（全般）	43
		農林水産	46
		環境・リサイクル	48
		介護・福祉・住宅等	49
		連絡先・問い合わせ先	50

公的支援制度は毎年制度、内容が変更されるものもあり、年度内でも補正予算によって追加されるものもあります。本一覧の情報は、正確かつ最新であるよう最善をつくしておりますが、その情報の正確性を保証しているものではありません。最新の情報については、各支援制度の連絡先にお問い合わせいただくか、各団体のホームページをご参照下さい。

1 経営情報・アドバイス

オンライン情報提供

制度名	制度の概要	問い合わせ先
e-中小企業庁&ネットワーク “e-中小企業ネットマガジン”	中小企業経営者や創業予定者に対して、中小企業支援施策に関する豊富な情報、経営に役立つメールマガジンを毎週水曜日に無料で配信。	中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/
J-NET21 (中小企業ビジネス支援ポータルサイト)	中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者等に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供。	(独)中小企業基盤整備機構 http://j-net21.smrj.go.jp/
ヨイケンセツドットコム	建設業振興基金が運営する中小建設業の新分野進出に関する総合情報サイト。	(財)建設業振興基金 http://www.yoi-kensetsu.com/
起業家輩出支援事業 (ドリームゲート事業)	起業に役立つメールマガジンの配信、弁護士・会計士等の専門家によるインターネット無料相談や無料面談サービス等の提供。	DREAM GATE本部(東京) http://www.dreamgate.gr.jp/

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
広島県		
その他各種助成金	雇用関係の各種助成金一覧(検索)を広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載しておりますので、ご利用ください。「わーくわくネットひろしま」 (URL) http://www.work2.pref.hiroshima.jp	広島県商工労働局雇用人材確保課 TEL:082-513-3424 Mail:syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp
山口県		
山口就職電腦情報	雇用関係の各種助成金一覧を掲載 (URL) http://www.yamaguchi-dennou.com	山口県若者就職支援センター TEL:083-976-1145

相談・指導・派遣

制度名	制度の概要	問い合わせ先
建設業総合相談受付窓口 (ワンストップサービスセンター事業)	新分野進出等経営革新に関連するサービスを1カ所でまとめて受けられる「ワンストップサービス」。相談の内容に対応して、資料の提供や相談窓口の紹介を行うほか、税理士や中小企業診断士などの「建設業経営支援アドバイザー」を派遣しアドバイスを行う。	(財)建設業振興基金 TEL:03-5473-4572 中国地方整備局 計画・建設産業課 TEL:082-221-9231 各県の建設業協会(巻末参照)
中小企業再生支援協議会	都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会において、常駐の専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行う。	各県の再生支援協議会(巻末参照)
中小企業支援センター	中小企業が直面する経営上の課題について、専門家が適切な助言(窓口相談)、専門家派遣等の支援を行う。・中小企業・ベンチャー総合支援センター・都道府県等中小企業支援センター	中小企業・ベンチャー総合支援センター 中国 TEL:082-502-6555 各支援センター(巻末参照)
地域力連携拠点事業	中小企業が直面する課題に対し、ワンストップできめ細かな支援を行う機関を全国327ヶ所設置(21年度)。うち103機関は事業承継センターを兼ねています。 ITの活用により、経営診断を正確・迅速に行い、支援を求める中小企業と最適な専門家をつなげるなど、様々な支援策を最大限に活用して、一貫した支援を行う。	中国経済産業局産業部中小企業課 TEL:082-224-5661 (中国地域の29機関を紹介します。)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
事業承継円滑化支援事業	地域ブロック毎に設置された中小企業・ベンチャー総合支援センターの相談窓口において、事業承継に関する情報提供やアドバイスをを行っている。	中小企業・ベンチャー総合支援センター 中国 TEL:082-502-6555 最寄りの事業承継センター
がんばる中小企業「なんでも相談ホットライン」	中小企業の経営者が気軽に経営相談等を受けることができる電話相談窓口(ホットライン)を開設。	中小企業・ベンチャー総合支援センター なんでも相談ホットライン TEL:0570-009111<全国共通>
雇用管理改善事業	雇用管理に関する相談について助言・援助を行う。	(独)雇用・能力開発機構各県センター (巻末参照)
新現役チャレンジ支援事業	新事業開拓、海外進出、IT活用等を助言する企業等OB人材の掘り起こし等を行い、中小企業とのマッチングを支援する。	鳥取商工会議所 TEL:0857-26-6877 松江商工会議所 TEL:0852-32-0507 岡山商工会議所 TEL:086-232-2266 広島商工会議所 TEL:082-222-6691 山口商工会議所 TEL:083-925-2300 (独)中小企業基盤整備機構 TEL:03-5470-1618
経営安定特別相談事業	連鎖倒産の危機や資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業者に対して、経営の立て直しを図るため、専門家が相談に応じ、経営・財務内容の把握と分析、事業転換の指導、債権者への協力要請など問題の解決を支援。	各県の商工会連合会、商工会議所 (巻末参照)、または最寄りの商工会
経営改善普及事業	小規模事業者等を対象に、商工会・商工会議所の経営指導員が経営上の様々な問題(金融、税務、労務、技術等)の相談に応じている。	
エキスパートバンク制度	経営、技術面での対策に困っている小規模事業者、創業予定者に直接、エキスパート(専門家)を派遣し、具体的・実践的な指導・助言を行う制度。	

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県		
建設業経営相談会	建設業特有の経営課題や技術的課題に対して、専門家による個別相談、関係機関との連携や紹介を実施。	鳥取県県土整備部県土総務課 建設業担当 TEL:0857-26-7676
建設業新分野進出アドバイザー	県内4か所にアドバイザーを配置し、建設事業者及び建設関連事業者からの新分野進出に関する問合せ・相談に対応するとともに、意識改革への啓発活動のため企業訪問を実施する。	鳥取県商工労働部経済通商総室 TEL: 0800-200-9688 アドバイザー直通 中部・西部・日野総合事務所県民局
企業の農業参入相談窓口	各総合事務所に、企業の農業参入相談に総合的に対応するための相談窓口を設置。	鳥取県農林水産部経営支援課 農業参入支援係 TEL:0857-26-7261 各総合事務所
企業等農業参入セミナー	企業が農業参入を検討するために必要な情報提供(各種制度、支援施策等)、参入企業の現地視察等を実施。(年2回)	鳥取県農林水産部経営支援課 農業参入支援係 TEL:0857-26-7261

制度名	制度の概要	問い合わせ先									
島根県											
建設産業総合相談窓口	経営基盤強化や新分野進出などを身近でかつ専門的な知識を有する経営指導員に相談できる窓口です。	島根県土木部土木総務課 建設産業対策室 TEL:0852-22-6429 県内各商工会議所、商工会									
経営改善アドバイザー派遣事業	経営内容が悪化している中小企業で、財務管理、生産管理、マーケティングなど経営の改善に関する専門的アドバイスを必要としている企業及び新分野進出、事業承継等を検討している建設業者を対象に、専門家を派遣します。	島根県商工労働部中小企業課 TEL:0852-22-6554 県内各商工会議所、商工会									
岡山県											
岡山県建設業経営・職業相談センター	建設業者からの経営・雇用両面にわたる総合的な相談に対応する相談員及び建設業者の新分野進出・経営の多角化を促進するトータルサポーターを配置し、建設業者向け支援策等の周知や新分野進出についてのセミナー開催、新分野進出計画の策定支援を行う。	岡山県建設業経営・職業相談センター (岡山県中小企業団体中央会内) TEL:086-224-2245(岡山) TEL:0868-23-2963(津山)									
就農相談窓口 (就農・就業相談窓口整備事業)	離職者等に対し、就農の相談窓口の設置を行う。	岡山県農林漁業担い手育成財団 TEL:086-226-7423 岡山県農業会議									
農業体験研修・農業実務研修 (就農促進トータルサポート事業)	就農希望者に対し、先進農家等での農業体験研修及び、研修費を支給する2年以内の実務研修を行う。	TEL:086-234-1093									
相談窓口設置	県民局建設部に相談窓口を設置し、公共事業の執行についての相談に応じるとともに、経営支援や新分野への進出、研修などについては、産業労働部や関連団体など、適切な相談支援窓口を紹介する。	各県民局建設部相談窓口 岡山県土木部監理課 TEL:086-224-2111(代)									
広島県											
雇用・労働相談事業 (広島県労働相談コーナーの運営)	県内2カ所の「広島県労働相談コーナー」で、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を受け付けるとともに、弁護士による特別労働相談を実施する。	広島県商工労働局労働福祉課 TEL:082-513-3411 Mail: syoroudou@pref.hiroshima.lg.jp									
内容	<table border="1"> <tr> <td>名称・所在地</td> <td>広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)</td> <td>広島県労働相談コーナー ふくやま 福山地域事務所第2庁舎 1階(福山市三吉町1-1-1)</td> </tr> <tr> <td>一般労働相談</td> <td>月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-207</td> <td>月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL: 0120-570-237</td> </tr> <tr> <td>特別労働相談 (弁護士相談) (注2)</td> <td>第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-207</td> <td>第3木曜日 13時～15時 TEL: 0120-570-237</td> </tr> </table>	名称・所在地	広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナー ふくやま 福山地域事務所第2庁舎 1階(福山市三吉町1-1-1)	一般労働相談	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-207	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL: 0120-570-237	特別労働相談 (弁護士相談) (注2)	第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-207	第3木曜日 13時～15時 TEL: 0120-570-237	
名称・所在地	広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナー ふくやま 福山地域事務所第2庁舎 1階(福山市三吉町1-1-1)									
一般労働相談	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-207	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL: 0120-570-237									
特別労働相談 (弁護士相談) (注2)	第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-207	第3木曜日 13時～15時 TEL: 0120-570-237									
	(注1)休休日・年末年始(H21年12月29日～H22年1月3日)は休み。 (注2)一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付ける。										
広島県中小・ベンチャー総合支援センター事業	起業化から事業化・市場化までの企業の成長段階に応じた支援施策を展開し、産業活力の源泉であるベンチャー企業等の育成を推進する。 ・プロジェクトマネージャー等の配置、専門家派遣、窓口相談など ・交流サロン、県外・県内見本市への出展支援など	広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL:082-240-7701 Mail: soudan@hiwave.or.jp									
地域中小企業支援センター事業	小規模事業者の創業や経営革新を支援する拠点である地域中小企業支援センターにおいて、創業・経営革新のための指導助言、アドバイザー派遣や、新たなビジネス展開等を図るためのセミナー開催等を行う。	各地域中小企業支援センター									

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新事業分野開拓事業者認定制度	中小企業の販路開拓を支援するため、「新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者」の認定を行い、中小企業者が生産する新商品の調達機会を拡大する。 ・認定を受けた事業者が生産する新商品→県の機関が買い入れる際、競争の方法によらず随意契約を行う。	広島県商工労働局新産業課 TEL:082-513-3362 Mail: syoshinsan@pref.hiroshima.lg.jp
山口県		
やまぐち産業振興財団育成事業 (ワンストップサービス)	事業を始めようとする人や事業の見直しを図ろうとする企業等の様々な相談に応じる窓口を設ける。	山口県中小企業支援センター ((財)やまぐち産業振興財団) TEL:083-922-3700
専門家派遣事業	経営革新等を行い経営の向上を図る中小企業者等又は創業予定者が抱える様々な問題に対して、専門家を派遣し適切な支援を行う。	
建設業新分野進出支援コーナー	土木(建築)事務所及び監理課に支援コーナーを設置し、相談内容に応じて情報提供、関係機関の紹介。	山口県土木建築部監理課 TEL:083-933-3629 各土木(建築)事務所

ガイダンス等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
創業セミナー	創業にむけて必要なビジネスプラン作成やマーケティング技法の修得を目指したセミナーの開催。	各県の中小企業支援センター等 (巻末参照)
創業塾・経営革新塾	創業塾:創業を目指す者を対象に10日間(30時間)程度の短期集中研修を実施。 経営革新塾:新事業等を目指す若手後継者等を対象に、経営戦略、組織マネジメント、経営革新に役立つ知識を約20~30時間で習得する講座を実施。	各県の商工会連合会、商工会議所 (巻末参照)、または最寄りの商工会

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
山口県		
建設業総合支援ハンドブック	経営革新、経営基盤強化、各種相談窓口等の情報を提供する。	山口県土木建築部監理課 TEL:083-933-3629
建設業総合支援セミナー	建設業者に対する各種支援策等の情報提供とこれらの活用促進を通じ、経営革新に意欲のある建設業者の主体的な取組みを支援する。	
分野別進出戦略手引き	農業、環境、福祉の分野別に冊子を作成し、進出に係る法制度や支援施策について、情報提供を行う。	
新分野進出支援塾	農業、環境、福祉の分野別に、進出に係る法制度や支援施策について、専門家や行政担当者が、情報提供、相談、指導、助言を行う。	

2 融資・税制等

融資・保証等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業新事業活動促進法に基づく「創業」支援	<ul style="list-style-type: none"> ●支援対象 創業しようとしている方、及び創業5年未満の方 ●支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会による信用保証:無担保・無保証で、上限は1,500万円まで ・(独)中小企業基盤整備機構による債務保証制度 ・エンジェル税制(別掲) ・中小企業投資育成(株)の支援(別掲) 	中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5658 中小企業庁経営支援部創業・技術課 TEL:03-3501-1816 (独)中小企業基盤整備機構 TEL:03-5470-1575
中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」支援	<ul style="list-style-type: none"> ●支援対象 事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県の承認を受けた中小企業者、組合等 ●支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・政府系金融機関による「設備資金」、「長期運転資金」に対する低利融資制度 ・信用保証の特例:限度枠の別枠化 ・課税の特例:設備投資減税、留保金課税の停止 ・高度化融資制度:融資条件の優遇措置 ・中小企業投資育成(株)の支援(別掲) ・小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 ・特許料等の減免措置 ・販路開拓コーディネート事業:新商品等の紹介、取次ぎ 	中国経済産業局産業部中小企業課 TEL:082-224-5661 中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763 各県中小企業担当課(巻末参照)
地域中小企業再生ファンド	再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて、資金供給や経営支援を行う。	各中小企業再生支援協議会(巻末参照)
ファンド出資事業	投資事業有限責任組合(ファンド)への出資を通じ、ベンチャー企業等の資金調達を支援。	(独)中小企業基盤整備機構 中小企業・ベンチャー総合支援センター 中国 TEL:082-270-5333
事業継続ファンド	後継者不在等の事業承継問題により新たな事業展開が困難な中小企業に対し、新事業展開を通じた経営の向上を目的とするファンドが資金供給や販路開拓等の経営支援を行う。	(独)中小企業基盤整備機構中国支部 TEL:082-502-6555
中小企業投資育成株式会社による投資	株式、新株予約権、新株予約券付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実を図る。	大阪中小企業投資育成(株) TEL:06-6341-5476
小規模企業設備資金貸付制度	小規模企業者等に、経営基盤の強化又は創業に必要な設備を導入するための設備資金の1/2を無利子貸付。	各県の中小企業支援センター等 (巻末参照)
小規模企業設備貸与制度	小規模企業等が経営基盤の強化及び創業に必要とする設備について、設備貸与(割賦販売・リース)。	
新事業育成資金	新規性、成長性が認められる新たな事業を行う者に対する融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工組合中央金庫各支店(巻末参照)
女性・若者/シニア起業家支援資金	女性、30歳未満または55歳以上の者であって、新規開業する者または新規開業して概ね5年以内の者への融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照)
新事業活動促進資金	経営革新への取り組みや異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等に取り組む中小企業への融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工組合中央金庫各支店(巻末参照)
経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)	一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる者への融資。	

制度名	制度の概要	問い合わせ先
金融環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的にはその経営が安定することが見込まれる者への融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工組合中央金庫各支店(巻末参照)
取引企業倒産対応資金 (セーフティネット貸付)	取引企業の倒産により、経営に困難をきたしているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる者への融資。	
企業再生貸付 (事業再生支援資金、企業 再建・事業承継支援資金)	中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行なうなど、経営再建に取り組む必要があり、特定の要件に合致する者または、後継者不在の事業を承継する者への融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照)
再チャレンジ支援融資制度 (再挑戦支援資金)	廃業歴等がある中小企業者で、新たな創業にチャレンジする者や事業開始後5年以内の者を対象に、設備資金及び長期運転資金を融資。	
新規開業資金 (新企業育成貸付)	新たに開業する者、開業後 5年以内の者への資金貸付。	
第三者保証人等を不要とする融資	第三者の方に保証人を依頼することや担保の提供が困難な場合に、家族や社内の役員等を保証人とする融資。	
地域雇用促進資金	雇用増加が見込まれる者への貸付。	
新創業融資制度	事業計画の的確性を審査し、無担保、無保証人で創業者に融資を行う。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工会、県商工会連合会、商工会議所等 (巻末参照)
小規模事業者経営改善資金 融資制度 (マル経融資)	商工会、商工会議所等の経営指導員による経営指導を受け経営改善に取り組む小規模企業に対する無担保・無保証人・低利の融資。	
企業再建支援貸出制度	過剰債務を抱えているが、自己のリストラ努力により再建を図ろうとする場合等の資金貸出。	商工組合中央金庫の各支店(巻末参照)
事業再生支援貸付	中小企業が事業再建や事業継承を行う際に必要な設備資金及び運転資金を融資。	
信用保証制度 (中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度)	<p><社債(私募債)保証制度> 中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会が行う債務保証。</p> <p><資金繰り円滑化借換保証制度> 信用保証協会の保証付借入金の借換えや複数の保証付借入金の一本化等を促進することにより、資金繰りを円滑化。</p> <p><セーフティネット保証制度> 取引先企業の倒産、自然災害等により経営の安定化に支障を生じている中小企業者の資金調達の円滑化を図るために、一般の保証枠とは別枠で保証を行う。流動資産を担保として中小企業が円滑に融資を受けられるよう、信用保証協会による「売掛債権担保融資保証制度」を拡充した新たな保証制度。</p> <p><再挑戦支援保証制度> 一度経営に失敗した者が再起業する際の資金調達を支援する措置としての保証制度。</p> <p><事業再生保証制度> 法的再建手続きを利用して事業再生を図ろうとする中小企業に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行う措置としての保証制度。</p>	各県の信用保証協会(巻末参照)
新規事業育成融資	高い技術力を持つ企業が行う、新製品・新商品の開発などに対する融資。	日本政策投資銀行 中国支店 TEL:082-247-4311(代) 松江事務所 TEL:0852-31-3211(代) 岡山事務所 TEL:086-227-4311(代)

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先																
鳥取県																		
新規参入資金、 経営改善対策特別資金 (企業自立サポート融資の 一つ)	県内の中小企業者等が、新分野進出に必要な資金及びそれに 伴う経営改善に必要な借換資金を融資する。	鳥取県商工労働部経済通商総室 経営支援チーム TEL:0857-26-7249																
環境産業支援資金融資事業	県内廃棄物の減量化・リサイクルを推進するために、県内にお けるリサイクルに寄与する施設・設備の整備事業を県が認定し、 有利な条件で金融機関からの融資が受けられる制度。																	
企業参入支援資金	新たに農業経営を開始しようとする企業に対し、機械・施設の導 入に必要な資金を融資(金利1.8%(H21.5現在)、償還期間15年 以内(うち据置期間7年以内)、融資率100%、貸付限度額2億円)	鳥取県農林水産部経営支援課金融係 TEL:0857-26-7260																
島根県																		
中小企業融資制度	中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資 金の融資を、金融機関の協力を得て行います。	島根県商工労働部中小企業課 TEL:0852-22-5883																
岡山県																		
融資制度 (事業再生資金・経営革新資金)	再生計画の策定・実行により事業の再生を図る中小企業者等 や、新分野進出計画に従って事業を行う建設業者を低利・低保 証料の融資制度で支援する。	岡山県産業労働部経営支援課 TEL:086-226-7361 岡山県信用保証協会 TEL:086-243-1122 中国銀行ほか 岡山県融資制度取扱金融機関																
広島県																		
中小企業新事業活動促進法 に基づく承認・支援	中小企業者が新たな取組みによる「経営革新計画」を作成し、 知事による承認を受けた場合に、該当する支援策の利用が可 能になる。 ・低利の融資、税制の特例、信用保険の特例 外 ※計画の承認を受けても、支援策の利用には、別途金融機関 等各支援機関の審査が必要	広島県商工労働局経営支援課 TEL:082-513-3371 Mail: syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp																
労働支援融資 (雇用促進支援資金)	事業拡大などに伴い、正社員を雇用する場合に利用できる融資 制度(非正社員から正社員の転換を含む。) ・貸出利率 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">区 分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">固定金利</th> <th colspan="2">変動金利(1年超に適用)</th> </tr> <tr> <th>保証無</th> <th>保証付</th> <th>保証無</th> <th>保証付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.97%</td> <td>1.67%</td> <td>1.77%</td> <td>1.47%</td> </tr> </tbody> </table> ・融資限度額:7,000万円 ・融資期間: 運転 5年(据置1年) 設備 10年(据置3年) (運転・設備資金を併用する場合は、運転資金の融 資期間を適用する。) ・金融機関(保証協会)による審査が必要 ・県の融資承諾が必要 ・利率はH21.4.1適用のものであり、今後の金融情勢により変動 する。(短プラの変動に応じて随時見直し)	区 分				固定金利		変動金利(1年超に適用)		保証無	保証付	保証無	保証付	1.97%	1.67%	1.77%	1.47%	広島県商工労働局金融課 TEL:082-513-3321 Mail: syokinyu@pref.hiroshima.lg.jp
区 分																		
固定金利		変動金利(1年超に適用)																
保証無	保証付	保証無	保証付															
1.97%	1.67%	1.77%	1.47%															

制度名	制度の概要	問い合わせ先																
環境保全融資	<p>公害防止施設等の設置・改善、低公害車等の購入、環境マネジメントシステムの導入、土壌汚染対策等を行うおとする中小企業者等が利用できる融資制度</p> <p>・貸出利率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区 分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">固定金利</th> <th colspan="2">変動金利(1年超に適用)</th> </tr> <tr> <th>保証無</th> <th>保証付</th> <th>保証無</th> <th>保証付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.97%</td> <td>1.67%</td> <td>1.77%</td> <td>1.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・融資限度額:5,000万円 (環境マネジメントシステムの導入は、2,000万円)</p> <p>・融資期間:10年(据置3年) (環境マネジメントシステムの導入は、5年(据置1年)) (土壌汚染対策は、7年(据置1年))</p> <p>※別途金融機関及び信用保証協会の審査が必要 ※利率はH21.4.1適用のものであり、今後の金融情勢により変動する。 (短プラの変動に応じて随時見直し)</p>	区 分				固定金利		変動金利(1年超に適用)		保証無	保証付	保証無	保証付	1.97%	1.67%	1.77%	1.47%	<p>広島県環境県民局循環型社会課 TEL:082-513-2951 Mail: kanjuncan@pref.hiroshima.lg.jp</p>
区 分																		
固定金利		変動金利(1年超に適用)																
保証無	保証付	保証無	保証付															
1.97%	1.67%	1.77%	1.47%															
産業支援融資 (事業活動支援資金)	<p>「経営革新計画」等計画の承認(又は認定)を受けて行う事業や、事業転換・多角化などにより新分野への進出を実施する中小企業者が利用できる融資制度</p> <p>・貸出利率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区 分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">固定金利</th> <th colspan="2">変動金利(1年超に適用)</th> </tr> <tr> <th>保証無</th> <th>保証付</th> <th>保証無</th> <th>保証付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.97%</td> <td>1.67%</td> <td>1.77%</td> <td>1.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・融資限度額:2億円(うち、運転資金は6,000万円)</p> <p>・融資期間:運転 7年(据置3年) 設備 10年(据置3年)</p> <p>・計画の承認等を受けても、別途金融機関及び信用保証協会の審査が必要・県の融資承諾が必要・利率はH21.4.1適用のものであり、今後の金融情勢により変動する。 (短プラの変動に応じて随時見直し)</p>	区 分				固定金利		変動金利(1年超に適用)		保証無	保証付	保証無	保証付	1.97%	1.67%	1.77%	1.47%	<p>広島県商工労働局金融課 TEL:082-513-3321 Mail: syokinyu@pref.hiroshima.lg.jp</p>
区 分																		
固定金利		変動金利(1年超に適用)																
保証無	保証付	保証無	保証付															
1.97%	1.67%	1.77%	1.47%															
<p>※上記(広島県)の他に、事業再生に当たっては、次の資金融資も利用可能(それぞれに要件、限度額、融資期間等の規定あり)</p> <p>・小規模融資(小口零細企業資金、無担保資金、無担保・無保証人資金)、経営安定融資(一般資金、売掛債権担保資金)、緊急対応融資(セーフティネット資金(国・県)、緊急経営基盤強化資金、特別資金)</p>																		
山口県																		
中小企業制度融資	<p>県と民間金融機関が協調して実施するもので、県が融資利率や融資期間など制度の条件を定め、融資は民間金融機関から行われる。</p>	<p>山口県商工労働部経営金融課 TEL:083-933-3188 山口県信用保証協会 TEL:083-921-3090</p>																

税制

制度名	制度の概要	問い合わせ先
エンジェル税制	<p>特定の中小・ベンチャー企業に投資する個人投資家に対する課税の特例措置。</p>	<p>中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5661</p>
留保金課税制度	<p>特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、資本金1億円以下の中小企業は課税対象から除外。資本金1億円超の場合でも、法律上の承認を受けた場合の不適用措置有り。</p>	<p>国税庁、国税局(事務所)、または 税務署の税務相談窓口</p>
中小企業投資促進税制	<p>中小法人等がソフトウェア・機械・装置その他の対象設備・資産を導入した場合の税額控除又は特別償却。</p>	<p>国税庁、国税局(事務所)、または 税務署の税務相談窓口</p>
人材投資促進税制	<p>従業員の訓練を実施した場合、教育訓練費の一定の割合を法人税・所得税から税額控除。</p>	<p>経済産業省経済産業政策局 産業人材参事官室 TEL:03-3501-2259</p>

3 新技術・研究開発

情報提供・交流

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新技術活用促進システム (NETIS)	建設事業者が開発した適切な新技術、新工法に関する情報提供や公共事業への活用を進めることで、新技術・新工法を開発した事業者を支援。 (URL) http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.html	国土交通省大臣官房技術調査課 TEL:03-5253-8111(代) 中国地方整備局 TEL:082-221-9231(代)
テクノナレッジ・ネットワーク	研究開発促進のため、便利な技術情報をインターネットを通じて提供。	(独)産業技術総合研究所 TEL:029-862-6145
公設試験研究機関による支援	技術無料相談、依頼試験・分析、受託・共同研究、技術情報の提供など。	公設試験研究機関

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
広島県		
環境関連産業創生事業	「環境関連産業創出推進協議会」による産学官のネットワークを構築。新しい技術・製品の開発支援を行い、環境関連製品の創出と普及を図っている。	広島県商工労働局新産業課 TEL:082-513-3364 Mail: syoshinsan@pref.hiroshima.lg.jp

助成

制度名	制度の概要	問い合わせ先
地域イノベーション創出研究開発事業	地域において産学官の研究開発資源の最適な組み合わせからなる研究体を組織し、最先端の技術シーズをもとに新製品開発を目指す実用化技術の研究開発を推進する。「一般型」のほか、地域に存する資源を活用した製品等の開発を対象とした「地域資源活用型」の2つの枠に関わる研究開発課題を支援。	中国経済産業局地域経済部 次世代産業課 TEL:082-224-5680
中小企業技術革新制度 (SBIR)	新事業の創出につながる新技術の開発に対する補助金交付等。	中小企業庁技術課(制度全般) TEL:03-3501-1816(直)
イノベーション実用化助成事業 (産業技術実用化開発助成事業(一般企業向))	新規産業創造、新たな価値創造に資する実用化開発を行う企業の技術開発を支援。	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 研究開発推進部 イノベーション実用化推進グループ TEL:044-520-5173
新技術開発事業	新技術開発のための施設整備事業等への融資。	日本政策投資銀行 中国支店 TEL:082-247-4311(代) 松江事務所 TEL:0852-31-3211(代) 岡山事務所 TEL:086-227-4311(代)
研究開発助成金	中小企業者、個人事業者、創業予定者に対し、新技術、新製品又は新サービスの研究開発等に要する経費の一部を助成。	(財)中小企業ベンチャー振興基金 TEL:03-5466-2109 (財)三菱UFJ技術育成財団 TEL:03-3287-0701

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業技術基盤強化税制	中小法人等が研究開発を行った場合、適用事業年度の試験研究費の12%相当額を法人税額(所得税額)から控除。但し、税額控除額は法人税額(所得額)の20%相当額を限度。	国税庁、国税局(事務所)、または税務署の税務相談窓口

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県		
ものづくり事業化応援補助金 (事業調査支援型、事業化実現支援型)	県内の中小企業者が新製品・新技術開発による事業化実施のために行う調査研究、技術開発、試作研究、試作改良、新製品開発及び生産体制検討等の事業に助成する。(事業調査支援型: 上限50万円、補助率2/3、事業化実現支援型: 上限300万円、補助率2/3)	鳥取県商工労働部産業振興総室 産学金官連携チーム TEL:0857-26-7242
経営革新支援補助金 (新商品開発事業)	中小企業者の経営革新計画等に基づく事業化に向けた開発設計、試作、改良、デザイン、外部評価について助成する。(新商品・新技術開発事業: 上限500万円、補助率1/2)	鳥取県商工労働部産業振興総室 新事業開拓チーム TEL:0857-26-7246
鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業	県内の企業等及び県内の大学等で県内企業と共同研究事業を行うもので、リサイクル技術や製品の開発・実用化を目的とした研究開発事業等に係る費用を補助。	鳥取県生活環境部循環型社会推進課 環境産業育成室 TEL:0857-26-7565
岡山県		
おかやま新環境技術アセスメントシステム (おかやまNetas)	岡山県内で開発された特徴のあるリサイクル素材・製品や、リサイクル素材を活用した技術等について、公共工事や各試験場で試験的に利用・評価検証する。 (URL) http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=29674	岡山県産業労働部産業振興課 TEL:086-226-7380
広島県		
産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業	廃棄物の発生抑制、リサイクル等を推進するため、事業者が実施するリサイクル施設の整備を助成する。 ・補助率: 補助対象経費の1/3以内 (H21,22年度に限り、廃石膏ボードのリサイクル施設は1/2以内) ・補助額: 1,000万円～1億円以内/件 (1)技術の優位性・先導性、県内への波及効果、県内における廃棄物の減量化効果が高い施設整備であること (2)対象経費が3,000万円以上の事業であること ※補助事業は、外部有識者等で構成する審査会の審査を踏まえて決定	広島県環境県民局循環型社会課 TEL:082-513-2951 Mail: kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp
ひろしま産業創生補助金	新事業展開の促進を図るため、中小企業等による独創的な技術・商品開発を支援する。 (内容等により、ベンチャー枠、連携枠、リサイクル枠に分類) ・ベンチャー枠 補助率: 補助対象経費の2/3以内 補助額: 100万円～400万円/件 ・連携枠(3者以上) 補助率: 補助対象経費の1/2以内 補助額: 500万円～2,000万円/件 ・リサイクル枠 補助率: 補助対象経費の1/2以内 補助額: 1,000万円～2,000万円/件	(ベンチャー枠・連携枠) 広島県商工労働局新産業課 TEL:082-513-3362 Mail: syoshinsan@pref.hiroshima.lg.jp (リサイクル枠) 広島県環境県民局循環型社会課 TEL:082-513-2951 Mail: kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp

制度名	制度の概要	問い合わせ先
山口県		
やまぐち地域中小企業育成事業	中小企業の創業や経営の革新を支援する助成制度。 ◇創業・新事業支援助成金 ・対象:新商品開発及び新商品開発に付随する市場調査及び販路開拓 ・補助率:1/2以内 ・補助限度額:2,000千円以内ただし事業可能性評価A評価を受けたビジネスプランまたは県知事に承認された経営革新計画に沿って行う事業については、5,000千円以内 ・助成期間:2年以内 ◇クラスター推進助成金 ・対象:産学公連携の基盤づくりや新たに産業集積などを目指し、将来の新たなクラスター形成につながるような初期段階の研究・開発活動(県内に主たる事務所を有する中小企業者を核とした産学公連携によるコンソーシアム(共同研究体)及びこれらに準じる研究体によるもの) ・補助率:1/2以内 ・補助限度額:5,000千円以内 ・助成期間:3年以内	(財)やまぐち産業振興財団 総合経営支援部 山口市熊野町1-10 NPYビル10F TEL:083-922-3700 (財)やまぐち産業振興財団 技術振興部 山口市熊野町1-10 NPYビル10F TEL:083-922-9927

4

雇用・人材育成

人材確保

制度名	制度の概要	問い合わせ先	
特定求職者雇用開発助成金	高齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成。	厚生労働省の各県労働局(巻末参照)及び最寄りの公共職業安定所	
労働移動支援助成金 (求職活動等支援給付金・再就職支援給付金)	離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のための措置を講じた事業主に対する助成。		
雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向を行った事業主に対する助成。 雇用調整助成金制度を見直し、中小企業に対して助成率を引き上げる中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設。労働者の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せする。		
障害者初回雇用奨励金	障害者雇用の経験のない中小企業(56人～300人規模)において、初めて身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用する事業主に対する助成。		
残業削減雇用維持奨励金	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、残業時間を削減して雇用する有期契約労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の維持等を行う事業主に対する助成。		
地域雇用開発助成金	雇用機会の増大が必要な地域等で求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備あるいは創業した事業主又は中核人材労働者を雇い入れた事業主に対する助成。		
試行雇用奨励金	中高年齢者、若年者、障害者等、職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層のうち、試行雇用(トライアル雇用)として雇い入れた事業主に対する助成。		
若年者等正規雇用化特別奨励金	年長フリーター等(25歳以上40歳未満)、又は採用内定を取消されて就職先が未決定の学生等(40歳未満)を正規雇用する事業主に支給。		
中小企業基盤人材確保助成金	新分野進出等(創業・異業種進出)並びに生産向上のために、経営基盤となる労働者を新たに雇い入れる中小企業事業主に、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成。		(独)雇用・能力開発機構各県センター (巻末参照)
企業活力強化貸付 (雇用促進資金)	事業の拡大等により雇用の増加が見込まれる中小企業に対する貸付。		商工組合中央金庫各支店(巻末参照)

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県		
農業に従事する人材の確保・育成(市町村交付金)	企業の農業参入に必要となる人材確保・育成のための試行的な取り組み経費を助成。 (具体的な事業内容、要件等は市町村が定める)	各市町村農業担当課
広島県		
即戦力人材確保支援事業	企業の即戦力人材の確保を支援するため、東京、大阪などに開設した無料職業紹介所において、県内企業から出された求人と、広島県内へのU・Iターン就職を希望する求職者とのマッチングを行う。	広島県商工労働局雇用人材確保課 TEL: 082-513-3427 Mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

人材育成

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業大学校の研修・セミナー	中小企業の経営者・従業員を対象とした研修の実施。	(独)中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部人材支援調整課 TEL:03-5470-1560
建設教育訓練助成金	中小建設事業主等が建設労働者の技能の向上のため、能力開発を行なう場合の経費及び賃金の一部を助成。	(独)雇用・能力開発機構各県センター (巻末参照)
建設事業主雇用管理改善推進助成金	中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って雇用改善の取り組みを実施した場合、助成金を支給。	
中小企業雇用創出等能力開発助成金	高度人材の確保、新分野への進出等のため従業員に教育訓練を行う場合、経費及び賃金の一部を助成。	
キャリア形成促進助成金	労働者のキャリア形成を段階的かつ体系的に実施する事業主に経費及び賃金の一部を助成。	
キャリア形成支援コーナーの運営	労働者のキャリア形成についての相談及び労働者に対して、キャリアコンサルティングを行う事業主に対する相談を実施。	
能力開発セミナー	在職者の方を対象に、職業に必要な技能の習得を目標として、短期間(2日～4日)の研修を実施。 受講料: 10,000円～25,000円	
介護労働講習	介護労働者又は介護労働者を目指す者に対する講習会を実施。	(財)介護労働安定センター各県支部 (巻末参照)

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県		
鳥取県建設技術センター研修	建設業に従事する建設業関係職員及び行政職員を対象に各種研修講座を設け、技術力の向上を図る。	鳥取県建設技術センター TEL:0858-26-6051 鳥取県県土整備部技術企画課 TEL:0857-26-7410
経営革新支援補助金(人材育成事業)	県内の中小企業者の経営革新計画等に基づく事業化に向けた経営、技術面の研修実施等について助成する。 (人材育成事業: 上限100万円、補助率1/2)	鳥取県商工労働部産業振興総室 新事業開拓チーム TEL:0857-26-7246
島根県		
在職者訓練	企業の従業員を対象に、仕事に必要な技能・知識・資格の習得のための訓練を実施する。 ・訓練内容例: 建築CAD講習、簿記講習、パソコン講習など ・実施主体: 県立高等技術校 ・開催基準: 受講者10名以上、訓練時間12時間以上 ・受講料: 受講者1人1時間あたり100円(教材費は受講者負担)	松江高等技術校 TEL:0852-21-4101 出雲高等技術校 TEL:0853-28-2733 浜田高等技術校 TEL:0855-27-0457 益田高等技術校 TEL:0856-22-2450

制度名	制度の概要	問い合わせ先
認定訓練助成事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 認定職業訓練を行う中小企業事業主又は中小企業事業主の団体若しくはその連合団体 ・事業内容: 職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けた職業訓練(認定職業訓練)の運営に要する経費の一部を補助します。 ・補助内容: 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に要する経費で、運営費、施設・設備費が対象(ただし、施設費補助は、訓練職業法人が対象。設備費補助は、中小企業事業主の団体又はその連合団体が対象。) ・補助率: 補助対象経費の2/3以内 	島根県商工労働部雇用政策課 TEL:0852-22-5299
岡山県		
技術力向上研修会、資格取得のための講習会	(財)岡山県建設技術センターにおいて、建設業者の技術力向上のための研修や、資格取得のための講習会(土木施工管理技術検定試験受験準備の講習会)などを行う。	(財)岡山県建設技術センター TEL:086-284-4510 岡山県土木部技術管理課 TEL:086-226-7409
ニューフォレスター育成支援事業	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく合理化計画を作成し、県知事の認定を受けた事業体(認定事業体)が、18～49歳までの新規就業者を対象とした2年間の職場内研修を実施する場合、事業主に対し、研修生1人当たり月額2万円の技術習得推進費を助成する。	岡山県農林水産部林政課林業木材班 TEL:086-226-7452
ニューフォレスター創造事業	県及び市町村管理の森林利用施設等において、施設内の美化活動、環境整備伐、下草刈り、広葉樹植栽、歩道整備等の施業を森林組合等林業事業体を実施するために必要な経費を助成することにより、新規就業者に実践活動の場を提供する。	
在職者訓練	在職技能労働者の現在持っている技能をさらに高めることを目的として県立高等技術専門校で職業訓練を行う。	岡山県産業労働部労働政策課 TEL:086-226-7387 岡山県立南部高等技術専門校 TEL:086-424-3311 岡山県立北部高等技術専門校 TEL:0868-26-1125 岡山県立北部高等技術専門校美作校 TEL:0868-72-0453
広島県		
在職者訓練	<p>在職者個人のキャリア形成支援、中小企業の人材育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体: 県立高等技術専門校 ・対象者: 在職者 ・受講料: 実費相当 ・内容: (1)企業ニーズを基にしたオーダーメイド型訓練、在職者個人のキャリア形成。職業能力向上を支援する講座(12時間以上) 例: 土木施工管理技士、左官実技講習等 (2)事業主からの要請による指導員派遣(短時間: 12時間程度) 例: 溶接加工、機械加工等 	広島県商工労働局職業能力開発課 TEL:082-513-3432 Mail: syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

制度名	制度の概要	問い合わせ先
施設内訓練 ・普通課程訓練 ・短期課程訓練	<p>本県基盤を支える中小企業への人材供給及び離転職者の再就職促進に必要な訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施主体: 県立高等技術専門校 対象者 (普通課程): 新規学卒者、若年求職者(概ね30歳以下) (短期課程): 離転職者(年齢制限なし) 訓練期間: 2年～6箇月 内容: 建築、機械、溶接、設備メンテナンス、介護、OA事務等 受講料等 (普通課程): 選考料2,200円、入校料5,650円、授業料118,800円(年額) (短期課程): 無料 <p>※ただし、教材等の実費相当分は別途本人負担</p>	<p>広島県商工労働局職業能力開発課</p> <p>TEL:082-513-3432</p> <p>Mail: syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp</p>
認定職業訓練	<p>中小企業事業主又は中小企業事業主団体が職業能力開発促進法に定める基準による県知事の認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費: 指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持、機器購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費 	
山口県		
在職者訓練	<p>職業に必要な技能や知識の習得を図るため、労働者の職業生活の全期間にわたって段階的かつ体系的に職業訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施主体: 県立高等産業技術学校 対象者: 在職者 訓練期間: 6箇月以内(12時間以上) 内容: 技能の伝承(木工技術)、第一種電気工事士(技能)等 定員: 10～50人/1コース(標準) 受講料: 実費負担 	<p>山口県商工労働部労働政策課</p> <p>TEL:083-933-3234</p>
施設内訓練 ・普通課程 ・短期課程	<p>多様な技能・知識を有する技能労働者の養成及び離転職者等の求職者が就業に必要な技能を身につけるための訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施主体: 県立高等産業技術学校 対象者(普通課程): 高等学校新規卒業生、離転職者(18歳以上概ね30歳以下) (短期課程): 中学校新規卒業生、離転職者(一部コースを除き年齢制限なし) 訓練期間(普通課程): 1年～2年 (短期課程): 6箇月～1年 内容: 木造建築、機械加工、自動車整備、溶接、建築設備等 受講料: 無料(テキスト等の実費は本人負担) <p>※平成22年度普通課程入校希望者から入学選考料、入学科、授業料が必要。(短期課程は無料)</p>	

制度名	制度の概要	問い合わせ先
臨時訓練	<p>離転職者の再就職を支援するため、民間教育訓練機関の機動性を活用し、職業訓練受講機会を確保するとともに、多様な職業訓練を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体: 民間教育訓練機関 ・対象者: 離転職者等で公共職業安定所の受講指示又は受講推薦を受けた者 ・訓練期間: 6箇月以内(12時間以上) ・定員: 10~20人/1コース(標準) ・受講料: 無料(テキスト等の実費は本人負担) 	<p>山口県商工労働部労働政策課 TEL:083-933-3234</p>
認定職業訓練 (運営費等補助)	<p>中小企業事業主又は中小企業事業主団体が職業能力開発促進法に定める基準による県知事の認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費: 指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持、機器購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費 	

5 経営基盤の強化

連携・共同化・債務保証等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
高度化融資	中小企業者が事業の集団化や共同化を行う際に、事業計画に対する診断助言と必要な土地、建物、設備等の資金の一部に対する長期・低利融資で支援。	鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室 TEL:0857-26-7215 島根県商工労働部中小企業課 TEL:0852-22-6203 岡山県産業労働部経営支援課 TEL:086-226-7354 広島県商工労働局金融課 TEL:082-513-3323 山口県商工労働部経営金融課 TEL:083-933-3180 (独)中小企業基盤整備機構 地域経済振興課 TEL:03-5470-1528
建設業安定化債務保証 (企業連携推進のための 債務保証)	合併・協業化等の企業連携の推進に必要な運転資金または、設備資金を事業協同組合等が構成員に転貸融資する場合に行う債務保証。保証料率・保証限度額の面で優遇される。	国土交通省総合政策局建設市場整備課 TEL:03-5253-8111(代) 中国地方整備局計画・建設産業課 TEL:082-221-9231(代) (財)建設業振興基金業務第一部 TEL:03-5473-4575
下請セーフティネット債務保証 (地域建設業経営強化融資 制度)	公共工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証を組み合わせることにより、低利で簡易・迅速に融資を受けられる。また、「地域建設業経営強化融資制度」では工事の出来高を超えた未完成部分を含めた融資が可能である。	
下請資金繰り支援事業	下請建設業者等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的として創設された制度であり、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権を、支払期日前に、ファクタリング事業者(他者の債権を、買取料を差し引いた額で買い取る者)が買い取る場合に、 (1)買取時における下請建設業者等の金利負担を軽減する。 (2)買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失を補償(債権回収に係る緊急的なリスクを軽減)する。 上記により、下請建設業者等の資金需要に対応したファクタリング事業者の積極的な債権の買取を促進する。	
異業種交流グループ 情報調査の実施及び 情報提供事業	異業種交流グループの活動実態等の調査研究を行なう。JNET21では「異業種交流・連携活動事例」として各グループの活動状況や製品情報等を紹介する。	(財)中小企業異業種交流財団 TEL:03-3584-0707
新連携対策支援事業	事業分野を異にする2以上の中小企業者が連携し、技術・ノウハウ等の経営資源を有効に組み合わせ、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供等の新たな事業活動を行う取り組み、及び同事業を行う連携体を構築するための取り組みを支援。	(独)中小企業基盤整備機構中国支部 TEL:082-279-7001 中国経済産業局参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5661
中小企業組合制度について	法律に基づく組合を設立することにより、個々の企業では成し得ない結束による力(信用力・技術力・取引力・生産性の向上等の規模の利益)が期待されるほか、税制、金融上、運営面等において特典もある。	各県の中小企業団体中央会(巻末参照) 全国中小企業団体中央会 TEL:03-3523-4905
中小企業活路開拓調査・ 実現化事業	中小企業組合等に対し、単独での解決が困難な問題に複数の企業が連携して取り組む事業において、経費の一部を補助。	

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
広島県		
合併等に係る調整措置・受注機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加資格の格付けに係る総合点数の加算。合併時から2年間は10%加算する。 ●入札に係る優先指名等。平成23年3月31日までに合併を行った建設業者に対して、一定の条件のもとに、2年間に限り、受注機会の確保において合併等が不利にならないように、入札参加に係る特例措置を適用する。 	広島県土木局建設産業課 TEL:082-513-3821 Mail: dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp
山口県		
合併等に係る調整措置・受注機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加資格の格付けに係る加算 直前4年間に合併した業者に対して10%を加算 	山口県土木建築部監理課 TEL:083-933-3629

販路拡大・交流会

制度名	制度の概要	問い合わせ先
ベンチャーフェア	ベンチャー企業が開発した良質な製品や提供するサービスを紹介し、販路や事業提携先の開拓を行うための場。	(独)中小企業基盤整備機構中国支部 TEL:082-279-7001
ベンチャープラザ	ベンチャー企業が自社のビジネスプランの発表等を通して投資家や経営パートナーと出会うための場。	
起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援	中小企業者、これから創業しようとする個人を対象に、必要なオフィスや貸工場等を低廉な賃料で提供。	
異業種交流活動推進事業	新分野へ進出する中小企業のための異業種交流活動支援。	
中小企業総合展	中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取組みを、出展による展示・プレゼンテーションにより紹介。また、来場者との商談コーナー等も設置。	中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763 (独)中小企業基盤整備機構 新事業支援部 TEL:03-5470-1525
全国異業種交流・新連携フェア	中小企業者を対象に異業種交流活動を目的としたイベント。	(財)中小企業異業種交流財団 TEL:03-3584-0707

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県		
経営革新支援補助金(マーケティング戦略構築、販路開拓事業)	県内の中小企業者の経営革新計画等に基づく事業化に向けた市場動向調査や見本市への出展について助成する。(市場調査事業、販路開拓事業:上限100万円、補助率1/2)	鳥取県商工労働部産業振興総室 新事業開拓チーム TEL:0857-26-7246
バック・アップ型トライアル発注制度	県内の中小企業等が開発・製造する製品等を県が試行的に発注し、受注実績を作り、製品等の有用性などを使用者の立場から評価・公表し、製品の改良や販路開拓を支援する。	
とっとり県内企業海外チャレンジ支援事業補助金	県内企業が行う海外見本市・商談会出展等の海外展開活動に対する経費を助成する。(上限100万円、補助率1/2)	(財)鳥取県産業振興機構企業支援部 海外支援グループ TEL:0857-52-6735
島根県		
しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業	「しまね・ハツ・建設ブランド」に「登録された技術保有者」、または「実証フィールド工事対象技術の保有者」が保有する新技術・新工法等の販路拡大を目的とした宣伝広告に要する経費の一部を助成する。(補助率1/2、上限100万円以内)	島根県土木部技術管理課 TEL:0852-22-5652

制度名	制度の概要	問い合わせ先
広島県		
新分野進出等支援補助金	建設業の許可を有し、「経営革新計画」の承認を受けて事業を実施する建設業者に対し、調査・研究及び販路開拓に要する経費の一部を助成する。 ○補助率:補助対象経費の1/2以内 ○補助額:調査・研究費補助:1者当たり100万円 販路開拓費補助:1者当たり50万円	広島県土木局建設産業課 TEL:082-513-3822 Mail: dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp
山口県		
公共工事地産地消推進モデル事業	県内企業が開発した新製品・新技術・新工法等の県単独公共工事における活用及び販路拡大を支援する。	山口県土木建築部技術管理課 TEL:083-933-3636

IT支援

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業戦略的IT化促進事業	中小企業者の利活用に配慮された電子データ交換(EDI)システムを構築するために実施するEDIシステムの普及促進のため事前調査研究・システムの開発導入の一部を補助する。	中国経済産業局地域経済部 電子情報産業担当 TEL:082-224-5630
ITセミナー	IT革命が経済・社会、中小企業を取り巻く環境にどのような影響を及ぼすか等に関する啓発・普及のためのセミナーを開催。	各県の中小企業支援センター (巻末参照)
専門家派遣事業	中小企業支援センターが、中小企業に対し、IT・経営革新に関する専門家を派遣する。	
ITアドバイザー派遣事業	IT導入を進めようとする中小企業者に専門家を派遣する。	(独)中小企業基盤整備機構中国支部 TEL:082-279-7001
IT研修	中小企業に対する実践的な研修を実施し、中小企業のIT革命への対応を支援する。	(独)中小企業基盤整備機構中国支部 TEL:082-270-5333 公設試験研究機関 (県中小企業担当部署)
情報基盤強化税制	高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を行った場合、税制の特別措置が受けられる。(青色申告書を提出する個人事業者又は法人)	国税庁、国税局(事務所)、または 最寄りの税務署の税務相談窓口
中小企業投資促進税制	機械・装置その他の対象設備を導入された場合、税制の特別措置が受けられる。(青色申告書を提出する個人事業者又は資本金1億円以下の中小法人等)	
政府系金融機関の情報化投資融資制度(IT活用促進資金)	IT関連機器、ソフトウェアの取得必要資金、デジタルコンテンツ関連技術の活用に係る資金、運転資金等に対する貸付を行なう。また、その際には都道府県等中小企業支援センターが派遣するITコーディネータ等の専門家の診断・助言を受けることが可能。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工組合中央金庫各支店(巻末参照) 地域中小企業支援センター(巻末参照)
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムの開発及びこれらのシステムの普及のための事業に対し、支援を行う。	各県の中小企業団体中央会(巻末参照) 全国中小企業団体中央会 TEL:03-3523-4901
組合等Web構築支援事業	Webサイトを構築し、組合情報、組合員企業情報等を広く発信し、業界の活性化及び個別企業の新たなビジネスチャンスの創出を図る事業に対する事業費の一部補助。	
戦略的情報化機器等整備事業	中小企業がIT革命に対応して、POSシステムの導入等戦略的情報化を進めるため、指定リース会社が戦略的情報化機器等を中小企業者に低リース料率でリースする制度。	(財)全国中小企業情報化促進センター TEL:03-3549-1811

6

新事業・新分野進出

新事業（全般）

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新連携事業	<p>異分野の中小企業が連携して、技術・ノウハウ等の「強み」を相互に補完し、新商品・新サービスの事業化を目指す取組み(新連携)を「中小企業新事業活動促進法」により支援。</p> <p>●支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国地域活性化支援事務局において、ビジネスに精通した専門家等により、事業計画作成から事業化に至るまで、ハンズオン支援 新事業活動促進支援補助金(新連携支援事業) 政府系金融機関の低利融資制度 信用保証協会の信用保証の特例 高度化融資(中小企業基盤整備機構) 中小企業投資育成(株)の支援(出資等) 	<p>中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5658</p> <p>中小企業基盤整備機構中国地域 活性化支援事務局 TEL:082-502-6689</p>
新事業活動促進支援補助金 (新連携支援事業)	<p>●事業化・市場化支援事業(計画認定の必要有り)</p> <p>新連携計画の認定を受けた連携体が当該計画に基づいて実施するマーケティング調査、展示会出展、試作品開発等に係る経費の一部を補助。</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:2,500万円以内(技術開発を伴う場合、3,000万円以内)</p> <p>●連携体構築支援事業(計画認定の必要無し)</p> <p>新連携の計画認定を目指す連携体が行なう連携体構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助。</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円以内</p>	<p>中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5658</p>
地域資源活用事業	<p>地域の「強み」となり得る産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して行われる新商品・新サービスの事業化を目指す取組みを「中小企業地域資源活用促進法」により支援。</p> <p>●支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国地域活性化支援事務局において、ビジネスに精通した専門家等により、事業計画作成から事業化に至るまで、ハンズオン支援 新事業活動促進支援補助金 (地域資源活用新事業展開支援事業) 政府系金融機関の低利融資制度 信用保証協会の信用保証の特例 食品流通構造改善促進機構による債務保証 設備投資減税 中小企業投資育成(株)の支援(出資等) 	<p>中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5658</p> <p>中小企業基盤整備機構中国地域 活性化支援事務局 TEL:082-502-6689</p>

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新事業活動促進支援補助金 (地域資源活用新事業展開支援事業)	<p>●地域資源活用売れる商品づくり支援事業 (計画認定の必要有り) 地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業・組合等が実施するマーケティング調査、展示会出展や新商品開発に係る試作等の経費の一部を補助。 ◆補助率:2/3以内、補助金額:100万円～3,000万円以内)</p> <p>●地域資源活用販路開拓支援事業 (計画認定の必要無し) 地域資源を活用した新商品・新サービスの販路開拓等に取り組み組合、公益法人等に対し、展示会出展等に係る経費の一部を補助 ◆補助率:1/2以内、補助金額:100万円</p>	中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5658
中小企業経営革新支援事業	中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業者等が行う新商品・新サービスの開発や提供等の経営革新に向けた取組を支援する。	各県の商工部(巻末参照)
がんばれ！中小企業ファンド	目利き能力やネットワークを有するファンドが、新事業展開に挑戦する中小企業等に対して資金供給や販路拡大等、踏み込んだ経営支援を実施する。	(独)中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 TEL:03-5470-1570
事業化助成金 (スタートアップ支援事業のうち事業化支援事業)	優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者又は中小企業者に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・実用化・販路開拓に向けたコンサルティングを実施し事業化・市場化を支援。	(独)中小企業基盤整備機構 新事業支援部 資金助成室 TEL:03-5470-1539
新産業創出・活性化融資	高い技術力・ノウハウを持った企業が行う、新製品・新商品の開発あるいは新サービスの提供を行う事業に対する融資。	日本政策投資銀行 中国支店 TEL:082-247-4311(代) 日本政策投資銀行 松江事務所 TEL:0852-31-3211(代) 日本政策投資銀行 岡山事務所 TEL:086-227-4311(代)
農商工連携事業	<p>中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、お互いの経営資源(設備、技術、ノウハウ等)を持ち寄り、新商品・新サービスの事業化を図り、経営の向上、改善を図る取組み(農商工連携)を「農商工等連携促進法」により支援。</p> <p>●支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国地域活性化支援事務局において、ビジネスに精通した専門家等により、事業計画作成から事業化に至るまでハンズオン支援 新事業活動促進支援補助金(農商工等連携対策支援事業) 政府系金融機関の低利融資制度 信用保証協会の信用保証の特例 食品流通構造改善促進機構による債務保証 設備投資減税 小規模事業者等設備導入資金助成法の特例 農業改善資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例 	中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5658 中小企業基盤整備機構中国地域 活性化支援事務局 TEL:082-502-6689 中国四国農政局生産経営流通部食品課 TEL:086-224-4511

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新事業活動促進支援補助金 (農商工等連携対策支援事業)	<p>●事業化・市場化支援事業(計画認定の必要有り) 農商工等連携計画の認定を受けた連携体が当該計画に基づいて実施するマーケティング調査、展示会出展、試作品開発等に係る経費の一部を補助。</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:2,500万円以内 (技術開発を伴う場合は3,000万円以内)</p> <p>●連携体構築支援事業(連携事業者型)(計画認定の必要無し) 農商工等連携の計画認定を目指す連携体が行う連携体構築に資する規約作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助。</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円</p> <p>●連携体構築支援事業(支援機関型)(計画認定の必要有り) 公益法人、NPO法人が、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、農商工等連携事業に関する指導、助言等の連携を支援する事業に係る経費を補助。</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円</p>	中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5658

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県		
建設業新分野進出事業 補助金 (進出検討型)	県内の建設事業者・建設関連事業者等が、新分野進出検討時の市場調査や専門家指導、試行など事前の可能性調査・検討経費を助成する。(上限100万円、補助率2/3)	鳥取県商工労働部経済通商総室 企画調査チーム TEL:0857-26-7537
建設業新分野進出事業 補助金 (企画開発型)	県内の建設事業者・建設関連事業者等が、新分野事業の商品化に向けた商品企画・開発・評価やマーケティング戦略策定経費を助成する。(上限200万円、補助率2/3)	
建設業新分野進出事業 補助金 (事業化支援型)	県内の建設事業者・建設関連事業者等が、新分野進出に際して、商品・サービスの販路開拓や人材育成経費を助成する。 (上限100万円、補助率1/2)	
建設業者の新分野進出への 入札参加資格付加点	県の入札参加資格をもつ建設業者等が、建設業以外の新分野にチャレンジする際の新たな投資による点数減少を軽減するため、主観的に最大10点を加点。(売上高等の要件あり)	鳥取県県土整備部県土総務課 建設業担当 TEL:0857-26-7347
企業等農業産輸入促進 支援事業	農業の生産、出荷、加工、販売等に必要な農業機械・施設の整備及びリース費用を助成。(上限500万円、補助率県1/3)	鳥取県農林水産部経営支援課 農業参入支援係 TEL:0857-26-7261
島根県		
新分野進出支援事業助成金	新分野進出のための初期的な調査や新分野に進出した事業の拡張、販路拡大するために行う取組みに対し、その費用の一部を助成します。(2/3、上限50万円以内)	島根県土木部土木総務課 建設産業対策室 TEL:0852-22-5185
新分野進出促進事業補助金	新分野進出するために要する初期投資経費や新分野に進出した事業の拡張に要する経費の一部を補助します。(1/3、上限400万円以内)	
岡山県		
建設業新分野進出支援事業	建設業者等による、建設業以外の新分野への進出の検討や、新分野での事業化を果たす取組に要する経費の一部を助成する。 【初期検討段階】上限:500千円補助率:2/3以内 【進出具体化段階】上限:2,000千円補助率:2/3以内	岡山県建設業経営・職業相談センター (岡山県中小企業団体中央会内) TEL:086-224-2245(岡山) TEL:0868-23-2963(津山)

農林水産

制度名	制度の概要	問い合わせ先
企業参入支援総合対策	<p>農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するために、基礎的情報収集段階から営農までの各段階に応じた支援策を整備。</p> <p>(1)企業等農業参入支援全国推進事業 農業参入促進のための研修会の開催や情報収集・広報活動、参入を目指す企業等に対する個別相談の実施。</p> <p>(2)農地の利用調整 (強い農業づくり交付金(経営力の強化対策)のうち特定法人等農地利用調整緊急支援事業) 建設業者等が円滑に農業に参入できるよう参入意向を把握し、参入に必要な情報提供と農地の利用調整活動を実施。</p> <p>(3)農地リースの支援(企業等農業参入支援推進事業) 新規作物の導入、加工品の開発、販路の開拓に必要な経費、簡易な基盤整備に必要な経費を支援。</p> <p>(4)生産技術の支援(新技術活用優良農地利用高度化支援) 営農計画策定、作付計画、生産技術等の支援。</p> <p>(5)施設整備等の支援(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金) 農業用機械・施設の整備等に係る初期投資の軽減。</p>	<p>(1)(2)(3) 農林水産省経営局構造改善課 TEL:03-3502-8111(代) 中国四国農政局生産経営流通部 構造改善課 TEL:086-224-9407</p> <p>(4) 農林水産省生産局技術普及課 TEL:03-3502-8111(代) 中国四国農政局生産経営流通部 経営支援課 TEL:086-224-4511(代)</p> <p>(5) 中国四国農政局農村計画部 農村振興課 TEL:086-224-9416</p>
農地保有合理化事業	農地保有の合理化(農地の売買、貸し借り、作業受委託等を通じて、農業経営の規模拡大、農地の集団化等を図る)に関する支援。	各県の農業公社(巻末参照)
就農支援資金制度	就農に必要な技術・経営の習得、施設等の設置の資金を無利子で貸付。	
農業近代化資金	農業経営の改善のため、農業用施設(建物・機械・家畜等)の整備拡充などにより、農業経営の近代化を目指す意欲と能力のある農業の担い手を応援する資金を貸付。	農協、指定銀行、日本政策金融公庫等の融資機関、市町村の農業担当窓口、農業普及指導センター等
農業改良資金	創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するための無利子資金を貸付。	各農協等融資機関(巻末参照)、各地域農業普及指導センター等
農林漁業金融公庫資金 (1)経営体育成強化資金 (2)農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (3)セーフティネット資金	経営改善のための一般的な長期資金。認定農業者は農業経営基盤強化資金、それ以外の農業者は経営体育成強化資金が対象。(3)は、経営環境の変化等により、一時的に経営が悪化した者が対象(災害を含む)。	日本政策金融公庫(農林水産事業)各支店(巻末参照) 各農協または各地域の農業普及指導センター
農林漁業金融公庫資金 (特別振興資金)	新技術の導入など先進的な経営を目指す事業、地域の中核的役割を担う事業、地域活性化につながる事業等に対する支援。	
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者の経営改善計画の達成を資金面で支援。肥料や飼料等の購入のための短期運転資金で、低利。	各県の農業信用基金協会(巻末参照)
農業信用保証保険制度	農業協同組合等の融資機関が行う農業者等に対する貸付について債務保証。	
農業法人等に対する出資と融資の一体的提供を行うための体制整備	建設業者など農外からの新規参入を含む新設の農業法人については、「アグリビジネス投資育成株式会社」による投資育成事業を利用することが可能。	アグリビジネス投資育成株式会社 TEL:03-5283-6688(代) 日本政策金融公庫本店 (農水水産事業本部) TEL:0120-926478 農林中央金庫本店農林部 TEL:03-3243-7213 (社)日本農業法人協会 TEL:03-5156-0365

制度名	制度の概要	問い合わせ先
地域・企業協働基盤整備推進対策 (農業参入促進基盤整備実証事業等)	官民パートナーシップの活用などにより、農外企業の農業参入等を支援する基盤整備等を実証的に実施。	中国四国農政局整備部農地整備課 TEL:086-224-4511(代)
担い手アクションサポート事業	経営相談、法人化支援、技術指導などあらゆる担い手向けの支援を一元的に実施。	中国四国農政局生産経営流通部 担い手育成課 TEL:086-224-4511(代) 各県及び各地域担い手育成 総合支援協議会
林業関係の金融制度	林業経営の改善や林業労働者の確保のための資金貸付等。 (1)日本政策金融公庫資金制度: 林業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通。 (2)林業・木材産業改善資金制度: 林業・木材産業経営の改善を目的として新たな取組を行うにあたって必要な中・短期の資金を無利子で貸付。 (3)木材産業等高度化推進資金制度: 木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通。	(1)日本政策金融公庫(農林水産事業)各支店(巻末参照) (2)各県の森林組合連合会(巻末参照) (3)(独)農林漁業信用基金林業部門 TEL:03-3294-5585
漁業関係の金融制度	漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化、安全確保や生活支援のための資金貸付。 (1)日本政策金融公庫資金制度: 漁協等では対応できない超長期の漁船、施設、長期運転資金等の資金貸付。 (2)漁業近代化資金: 漁協等が窓口となり、国や自治体が利子補給等を行う漁船、漁具、養殖施設等の資金貸付。 (3)沿岸漁業改善資金: 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等に取り組むために都道府県が融資する無利子資金。	(1)日本政策金融公庫(農林水産事業)各支店(巻末参照) (2)各県の信用漁業協同組合連合会(巻末参照) (3)漁業協同組合、各県の水産部局
「農林業をやってみよう」プログラム	農林業等で働いてみようという意欲をもつ失業者等の様々な希望や能力等に応え、農林業等に関する各種の情報提供機能を強化。	ハローワーク「就農等支援コーナー」 最寄りのハローワーク
「全国新規就農相談センター」による情報の収集・提供等	農業を始める者に対し、求人・求職情報提供、相談、セミナー、交流会を実施。	全国規模就農相談センター TEL:03-3507-3088 各県の農業公社等(巻末参照) 各県の農業会議(巻末参照)
就農準備校	将来農業を始めたい者等への農業の基本的な知識や技術を指導。	(社)全国農村青少年教育振興会 TEL:03-3949-3332
農業e-ラーニング講座	在宅のままホームページ教材により農業技術を習得できるe-ラーニング方式の研修を実施。	

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先												
島根県														
企業参入・連携支援事業 (補助金、H20年度新規)	新たに農業参入しようとする企業等の試作、技術修得、調査研究等の実践活動(新規参入促進)、農業参入企業が異業種等と連携してより付加価値の高い農業を展開するための実践活動(連携強化促進)に要する経費を補助。 ○新規参入促進タイプ ・事業費上限額:10,000千円 ・補助率:1/2以内 ・補助金上限額:5,000千円 ・実施期間:2カ年(特認3年)以内 ○連携強化促進タイプ ・事業費上限額:20,000千円 ・補助率:1/2以内 ・補助金上限額:10,000千円 ・実施期間:2カ年(特認3年)以内	島根県農林水産部農業経営課 TEL:0852-22-6860												
企業参入資金利子補給金	農外企業等が本格的な営農を展開するための生産施設・農業機械等の整備に要する資金について、融資機関が行う融資に対して利子補給を行います。													
広島県														
農業外企業参入促進事業	異業種から新たに農業分野に参入する企業が必要とする施設等整備費用に対する補助制度及び施設整備費・運転資金に対する融資制度 (1)農業外企業参入促進事業(補助) ・補助率:県2/9、市町1/9 (2)農業制度資金 <table border="1" data-bbox="395 1144 1034 1312"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸出利率</th> <th>融資限度額</th> <th>融資(据置)期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>1.15%~1.45%</td> <td>3,600万円</td> <td>7~15(2~7)年</td> </tr> <tr> <td>農業経営基盤強化資金※</td> <td>1.15%~1.60%</td> <td>5億円</td> <td>25(10)年</td> </tr> </tbody> </table> ※要件として、認定農業者になることを要する。 ・利率はH21.4.1適用のものであり、今後の金融情勢により変動する。	資金名	貸出利率	融資限度額	融資(据置)期間	農業近代化資金	1.15%~1.45%	3,600万円	7~15(2~7)年	農業経営基盤強化資金※	1.15%~1.60%	5億円	25(10)年	広島県農林水産局農業活性化推進課 TEL:082-513-3532 Mail: noukasseika@pref.hiroshima.lg.jp ※農業制度資金は農業経営課の担当
資金名	貸出利率	融資限度額	融資(据置)期間											
農業近代化資金	1.15%~1.45%	3,600万円	7~15(2~7)年											
農業経営基盤強化資金※	1.15%~1.60%	5億円	25(10)年											
山口県														
農業参入希望法人研修	農業分野への参入を希望する企業を対象に、参入に当たっての制度的な要件・事例・地域との連携調整等に係る情報提供を行う。	山口県農林水産部農業経営課 TEL:083-933-3375												

環境・リサイクル

制度名	制度の概要	問い合わせ先
建設廃棄物再生処理用設備設置に関する税制	建設汚泥、建設木くず、建設混合廃棄物の再生プラントの取得に対する税の控除。	国土交通省総合政策局建設業課 TEL:03-5253-8111(代)
廃棄物処理等科学研究費補助金	循環型社会の推進や廃棄物の適正処理に関する技術開発に対し補助金を交付。	環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 TEL:03-3581-3351
環境情報やノウハウの提供	環境保全の専門家が市民や事業者に助言・指導する環境カウンセラー制度や、環境省の地方環境事務所により、情報・ノウハウ面から環境分野への進出を支援。	環境省中国四国地方環境事務所 TEL:086-223-1577

制度名	制度の概要	問い合わせ先
土壌汚染対策法、広域認定制度	「土壌汚染対策法」では、土壌汚染に係る調査・対策事業等の新たなビジネスチャンスを生み出しており、また広域的・全国的なリサイクルシステム作りを推進する「広域認定制度」では、制度面から環境分野への進出を支援。	環境省中国四国地方環境事務所 TEL:086-223-1577
学校等エコ改修・環境教育モデル事業	学校等エコ改修におけるモデル的な技術の組み合わせを検討し、これを各地方公共団体等に広く普及。学校の特徴に応じたCO2排出量削減効果を有する省エネ改修、新エネ導入の最も効果的な組合せによる施設整備に要する費用の一部を補助。	
環境配慮型社会形成促進事業	廃棄物発生抑制、使用済み製品の再利用・再資源化、既存ストックの有効活用、廃棄物の適正な処理事業、公害防止に資する事業等に対する融資。	日本政策投資銀行 中国支店 TEL:082-247-4311(代)
地球環境対策事業	省エネルギー対策の推進事業、新エネルギー・自然エネルギー開発、環境対策を講じた建築物の整備等、地球レベルでの環境の保全に資する事業への融資。	松江事務所 TEL:0852-31-3211(代) 岡山事務所 TEL:086-227-4311(代)
産業廃棄物処理事業振興財団による助成措置	廃棄物処理の技術開発やそれを利用した起業化の資金助成。	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 TEL:03-3526-0155
産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証	廃棄物処理施設整備事業への設備資金、開業資金、開業後3年間の運転資金の債務保証。	
廃棄物処理関連施設に係わる税制上の優遇措置	廃棄物処理施設、廃棄物再利用設備等を設置した場合の税制上の優遇措置。	各県の産業廃棄物協会(巻末参照)

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県		
鳥取県版環境管理システム(TEAS)認定制度	県内の企業等の環境配慮活動への取組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度(愛称『TEAS』) TEAS I種認定企業には、建設業格付で点数加算等を実施。	鳥取県生活環境部環境立県推進課 ISO担当 TEL:0857-26-7875

介護・福祉・住宅等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
社会福祉施設等への補助	社会福祉施設の設置等に対する補助。	厚生労働省老健局総務課 TEL:03-5253-1111(代)
福祉用具実用化開発推進事業	福祉用具の実用化に関する研究開発事業に対する経費補助。	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 機械システム技術開発部 TEL:044-520-5241
福祉貸付事業	社会福祉法人等が行なう老人福祉施設や在宅サービス事業などのシルバーサービス事業に対する建築資金等を融資。	(独)福祉医療機構 福祉貸付部 TEL:03-3438-9298
福祉・高齢化対策融資	福祉関連機器の開発、製造、販売、レンタル・リース事業等への融資。	日本政策投資銀行 中国支店 TEL:082-247-4311(代) 松江事務所 TEL:0852-31-3211(代) 岡山事務所 TEL:086-227-4311(代)
介護基盤人材確保等助成金	認定事業主が介護分野で新サービス提供を行うのに伴って、介護労働者の雇用管理改善の業務を担う特定労働者を雇い入れた場合に助成。	(財)介護労働安定センターの各県支部 (巻末参照)
介護雇用管理制度等導入奨励金	介護関係事業主が、能力評価、処遇改善等のための人事制度の導入又は見直しを行い、かつ、その雇用する労働者の雇用管理の改善に関する事業を実施した場合に、費用の一部を助成。	
福祉人材センター事業	福祉分野の無料職業紹介。	各県の福祉人材センター(巻末参照)

経営に関することなら、何でもお気軽にご相談下さい。
次の電話・ホームページからお申し込みできます。

ホームページ

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

電話

(財)建設業振興基金 構造改善センター 03-5473-4572

国土交通省

国土交通省 中国地方整備局 計画・建設産業課 082-221-9231

全建及び各県建設業協会

(社)全国建設業協会	03-3551-9396
(社)鳥取県建設業協会	0857-24-2281
(社)島根県建設業協会	0852-21-9004
(社)岡山県建設業協会	086-225-4131
(社)広島県建設工業協会	082-511-1430
(社)山口県建設業協会	083-922-0857

建専連及び各専門工事業団体

(社)建設産業専門団体連合会	03-5425-6805
(社)カーテンウォール・防火開口部協会	03-3500-3891
消防施設工事協会	03-3288-0352
全国圧接業協同組合連合会	03-5821-3966
全国管工事業協同組合連合会	03-3949-7312
全国基礎工業協同組合連合会	03-3612-6611
(社)全国クレーン建設業協会	03-3281-5003
(社)全国建設室内工事業協会	03-3666-4482
(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731
全国コンクリートカッター工事業協同組合	03-3454-6990
(社)全国タイル業協会	052-935-7941
(社)全国鉄筋工事業協会	03-3281-2184
(社)全国道路標識・標示業協会	03-3262-0836
(社)全国防水工事業協会	03-5298-3793
全国マスチック事業協同組合連合会	03-3496-3861
(社)全日本瓦工事業連盟	03-3265-2887
(社)日本アンカー協会	03-5214-1168
日本外壁仕上業協同組合連合会	03-3379-4338
(社)日本機械土工協会	03-3845-2727
(社)日本基礎建設協会	03-3551-7018
日本建設インテリア事業協同組合連合会	03-3239-6551
(社)日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221
(社)日本建設大工工事業協会	03-3591-1098
(社)日本建築板金協会	03-3453-7698
(社)日本左官業組合連合会	03-3269-0560
(社)日本シャッター・ドア協会	03-3288-1281
(社)日本造園組合連合会	03-3293-7577
(社)日本造園建設業協会	03-5684-0011
(社)日本タイル煉瓦工事工業会	03-3260-9023
(社)日本塗装工業会	03-3770-9901
(社)日本鳶工業連合会	03-3434-8805

建設業者であれば
どなたでも
ご利用できますので、
お気軽にお申し込み
ください。

各分野の関連機関

各県の関連部署

建設業担当課

鳥取県県土整備部県土総務課	TEL 0857-26-7347
島根県土木部土木総務課	TEL 0852-22-6429
岡山県土木部監理課	TEL 086-226-7463
広島県土木局総務管理部建設産業課	TEL 082-513-3822
山口県土木建築部監理課	TEL 083-933-3629

中小企業担当課

鳥取県商工労働部経済政策課	TEL 0857-26-7212
島根県商工労働部経営支援課	TEL 0852-22-5883
岡山県産業労働部経営支援課	TEL 086-226-7354
広島県商工労働部商工労働総務室	TEL 082-513-3313
山口県商工労働部経営金融課	TEL 083-933-3180

中小企業経営の相談機関

中小企業支援センター

(財)鳥取県産業振興機構	TEL 0857-52-3011
(財)しまね産業振興財団	TEL 0852-60-5110
(財)岡山県産業振興財団	TEL 086-286-9626
(財)ひろしま産業振興機構	TEL 082-240-7701
(財)やまぐち産業振興財団	TEL 083-922-3700
(財)広島市産業振興センター	TEL 082-278-8032

中小企業再生支援協議会

鳥取県中小企業再生支援協議会	TEL 0857-52-6701
島根県中小企業再生支援協議会	TEL 0852-23-0701
岡山県中小企業再生支援協議会	TEL 086-286-9682
広島県中小企業再生支援協議会	TEL 082-511-5780
山口県中小企業再生支援協議会	TEL 083-922-9931

商工会連合会

鳥取県商工会連合会	TEL 0857-31-5555
島根県商工会連合会	TEL 0852-21-0651
岡山県商工会連合会	TEL 086-224-4341
広島県商工会連合会	TEL 082-247-0221
山口県商工会連合会	TEL 083-925-8888

商工会議所

鳥取商工会議所	TEL 0857-26-6666
松江商工会議所	TEL 0852-23-1616
岡山商工会議所	TEL 086-232-2266

広島商工会議所	TEL 082-222-6610
山口商工会議所	TEL 083-925-2300

中小企業団体中央会

鳥取県中小企業団体中央会	TEL 0857-26-6671
島根県中小企業団体中央会	TEL 0852-21-4809
岡山県中小企業団体中央会	TEL 086-224-2245
広島県中小企業団体中央会	TEL 082-228-0926
山口県中小企業団体中央会	TEL 083-922-2606

政府系金融機関

(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)

鳥取支店	TEL 0857-22-3156
松江支店	TEL 0852-23-2651
岡山支店	TEL 086-225-0011
広島支店	TEL 082-244-2231
山口支店	TEL 083-922-3660

(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)

鳥取支店	TEL 0857-23-1641
松江支店	TEL 0852-21-0110
岡山支店	TEL 086-222-7666
広島支店	TEL 082-247-9151
下関支店	TEL 0832-23-2251

(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)

鳥取支店	TEL 0120-926437
松江支店	TEL 0120-911691
岡山支店	TEL 0120-911694
広島支店	TEL 0120-959016
山口支店	TEL 0120-926475

商工組合中央金庫

鳥取支店	TEL 0857-22-3171
松江支店	TEL 0852-23-3131
岡山支店	TEL 086-225-1131
広島支店	TEL 082-248-1151
下関支店	TEL 0832-23-1151

信用保証協会

鳥取県信用保証協会	TEL 0857-26-6631
島根県信用保証協会	TEL 0852-21-0561

岡山県信用保証協会	TEL 086-243-1121
広島県信用保証協会	TEL 082-228-5500
山口県信用保証協会	TEL 083-921-3090

ベンチャー財団

(財)鳥取県産業振興機構	TEL 0857-52-3011
(財)しまね産業振興財団	TEL 0852-60-5110
(財)岡山県産業振興財団	TEL 086-286-9626
(財)ひろしま産業振興機構	TEL 082-240-7701
(財)やまぐち産業振興財団	TEL 083-922-3700

雇用関係の相談機関

厚生労働省

鳥取労働局	TEL 0857-29-1700
島根労働局	TEL 0852-20-7001
岡山労働局	TEL 086-225-2017
広島労働局	TEL 082-502-7831
山口労働局	TEL 083-995-0365

独立行政法人雇用・能力開発機構

鳥取センター	TEL 0857-52-8781
島根センター	TEL 0852-31-2800
岡山センター	TEL 086-241-0067
広島センター	TEL 082-245-0267
山口センター	TEL 083-922-2065

雇用開発協会

(社)鳥取県高齢・障害者雇用促進協会	TEL 0857-27-6974
(社)島根県雇用促進協会	TEL 0852-21-8131
(社)岡山県雇用開発協会	TEL 086-233-2667
(社)広島県雇用開発協会	TEL 082-512-1133
(社)山口県雇用開発協会	TEL 083-924-6749

(財)介護労働安定センター

(財)介護労働安定センター 鳥取支部	TEL 0857-21-6571
(財)介護労働安定センター 島根支部	TEL 0852-25-8302
(財)介護労働安定センター岡山支部	TEL 086-221-4565
(財)介護労働安定センター広島支部	TEL 082-222-3063

(財)介護労働安定センター山口支部

TEL 083-920-0926

福祉人材センター

鳥取県福祉人材センター	TEL 0857-59-6336
島根県福祉人材センター	TEL 0852-32-5957
岡山県福祉人材センター	TEL 086-226-3507
広島県社会福祉人材育成センター	TEL 082-256-4848
山口県福祉人材・研修センター	TEL 083-922-6200

農林分野の相談機関

農林水産省

中国四国農政局企画調整室	TEL 086-224-4511 (代)
--------------	----------------------

県農林水産担当課(窓口)

鳥取県農林水産部農政課	TEL 0857-26-7257
島根県農林水産部農林水産総務課	TEL 0852-22-5393
岡山県農林水産部農業経営課	TEL 086-226-7420
広島県農林水産局総務管理部農林水産総務課	TEL 082-513-3511
山口県農林水産部農林水産政策課	TEL 083-933-3310

農業会議

鳥取県農業会議	TEL 0857-26-8371
島根県農業会議	TEL 0852-22-4471
岡山県農業会議	TEL 086-234-1093
広島県農業会議	TEL 082-545-4146
山口県農業会議	TEL 083-923-2102

農業公社

(財)鳥取県農業担い手育成基金	TEL 0857-26-7599
(財)しまね農業振興公社	TEL 0852-32-2300
(財)岡山県農林漁業担い手育成財団	TEL 086-226-7423
(財)広島県農林振興センター	TEL 082-541-6185
(財)やまぐち農林振興公社	TEL 083-924-8900

森林公社等

(財)鳥取県林業担い手育成財団	TEL 0857-28-0121
(社)島根県林業公社	TEL 0852-32-0253
(財)岡山県林業振興基金	TEL 086-225-9382

(財) 広島県農林振興センター TEL 082-541-6187
 (財) やまぐち森林担い手財団 TEL 083-932-5286

農林中央金庫

鳥取事務所 TEL 0857-23-3648
 松江支店 TEL 0852-21-4411
 岡山支店(岡山県・広島県・山口県)
 TEL 086-222-3630

農業信用基金協会

鳥取県農業信用基金協会 TEL 0857-23-0154
 島根県農業信用基金協会 TEL 0852-31-3627
 岡山県農業信用基金協会 TEL 086-232-2382
 広島県農業信用基金協会 TEL 082-247-4257
 山口県農業信用基金協会 TEL 083-973-3290

農協

JA全農とっとり TEL 0857-27-2711
 JA全農島根 TEL 0852-31-3558
 JA全農おかやま TEL 086-234-6862
 JA全農ひろしま TEL 082-544-3711
 JA全農山口 TEL 083-973-3800

信用漁業協同組合連合会

鳥取県信用漁業協同組合連合会 TEL 0857-23-1351
 漁業協同組合JFしまね TEL 0852-21-0002
 広島県信用漁業協同組合連合会 TEL 082-247-2301
 山口県信用漁業協同組合連合会 TEL 083-231-4282

森林組合連合会

鳥取県森林組合連合会 TEL 0857-28-0121
 島根県森林組合連合会 TEL 0852-21-6247
 岡山県森林組合連合会 TEL 086-222-7671
 広島県森林組合連合会 TEL 082-228-5111
 山口県森林組合連合会 TEL 083-922-1955

環境分野の相談機関

環境省
 中国四国地方環境事務所 TEL 086-223-1577

産業廃棄物協会

(社) 鳥取県産業廃棄物協会 TEL 0858-26-6611
 (社) 島根県産業廃棄物協会 TEL 0852-25-4747

(社) 岡山県産業廃棄物協会 TEL 086-254-9383
 (社) 広島県産業廃棄物協会 TEL 082-247-8499
 (社) 山口県産業廃棄物協会 TEL 083-928-1938

外部専門家の問い合わせ先

税理士団体

中国税理士会(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
 TEL:082-246-0088

公認会計士団体

日本公認会計士協会 中国会 TEL:082-248-2061

中小企業診断士団体

(社) 中小企業診断協会

鳥取県支部 TEL:0859-32-5060
 島根県支部 TEL:0852-28-1600
 岡山県支部 TEL:086-225-4552
 広島県支部 TEL:082-227-2827
 山口県支部 TEL:083-934-3510

行政書士会

鳥取県行政書士会 TEL:0857-24-2744
 島根県行政書士会 TEL:0852-21-0670
 岡山県行政書士会 TEL:086-222-9111
 広島県行政書士会 TEL:082-249-2480
 山口県行政書士会 TEL:083-924-5059

社会保険労務士会

鳥取県社会保険労務士会 TEL:0857-26-0835
 島根県社会保険労務士会 TEL:0852-26-0402
 岡山県社会保険労務士会 TEL:086-226-0164
 広島県社会保険労務士会 TEL:082-212-4481
 山口県社会保険労務士会 TEL:083-923-1720

弁護士団体

鳥取県弁護士会 TEL:0857-22-3912
 島根県弁護士会 TEL:0852-21-3225
 岡山弁護士会 TEL:086-223-4401
 広島弁護士会 TEL:082-228-0230
 山口県弁護士会 TEL:083-922-0087

中国地方建設産業再生協議会

国土交通省
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
TEL:082-221-9231

厚生労働省
鳥取労働局 職業安定部 職業安定課
TEL:0857-29-1707

島根労働局 職業安定部 職業対策課
TEL:0852-20-7021

岡山労働局 職業安定部 職業安定課
TEL:086-801-5105

広島労働局 職業安定部 職業対策課
TEL:082-502-7832

山口労働局 職業安定部 職業対策課
TEL:083-995-0383

農林水産省
中国四国農政局 企画調整室 TEL:086-224-4511

経済産業省
中国经济産業局 産業部 中小企業課
TEL:082-224-5661

環境省
中国四国地方環境事務所 TEL:086-223-1577

(独)雇用・能力開発機構
鳥取センター 業務課 TEL:0857-52-8804
島根センター 業務課 TEL:0852-31-2302
岡山センター 業務課 TEL:086-241-0067
広島センター 業務課 TEL:082-248-1346
山口センター 業務課 TEL:083-922-2065

鳥取県 TEL:0857-26-7111
県土整備部 県土総務課
福祉保健部 福祉保健課
生活環境部 循環型社会推進課 環境産業育成室
商工労働部 経済通商総室 企画調査チーム
商工労働部 雇用人材総室 労働政策チーム
農林水産部 農政課 企画調整室

島根県 TEL:0852-22-5111
土木部 土木総務課
商工労働部 雇用政策課
農林水産部 農林水産総務課

岡山県 TEL:086-224-2111
土木部 監理課
産業労働部 労働政策課 緊急雇用対策室
産業労働部 産業振興課
農林水産部 農政企画課
生活環境部 循環型社会推進課
保健福祉部 保健福祉課

広島県 TEL:082-513-3822
土木局 総務管理部 建設産業課

山口県 TEL:083-922-3111
土木建築部 監理課
環境生活部 環境政策課
商工労働部 経営金融課
農林水産部 農林水産政策課

業界団体等
(社)鳥取県建設業協会 TEL:0857-24-2281
(社)島根県建設業協会 TEL:0852-21-9004
(社)岡山県建設業協会 TEL:086-225-4131
(社)広島県建設工業協会 TEL:082-511-1430
(社)山口県建設業協会 TEL:083-922-0857
建設産業専門団体中国地区連合会
TEL:082-248-1877
(財)建設業振興基金 TEL:03-5473-4572

事務局

中国地方整備局 TEL:082-221-9231
建政部 計画・建設産業課